

大東市

地域福祉計画

第4期



みんなで支える 笑顔あふれる
地域共生社会

平成 31 (2019) 年 3 月

大 東 市

ご あ い さ つ

近年、少子高齢化や核家族化による、ライフスタイルや価値観の多様化により、地域のつながりが希薄化するなど、私たちを取り巻く環境が大きく変化し、誰もが住み慣れた地域で、いきがいをもって暮らし、共に支え合う社会である、地域共生社会の実現が求められています。



古くまでさかのぼれば、聖徳太子が悲田院を建立し、高齢者、障害者や身寄りのない子どもなどを救済したことは、物的支援とともに「心の福祉」を支援する日本の社会福祉の源流として考えられています。このいにしえの精神を現代に継承し、本市では平成26年3月に「大東市地域福祉計画[第3期]」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。しかし、今日、地域における課題の複雑化・複合化が進む中、「大東市の福祉」とは何かをもう一度検証し、さらなる地域福祉の推進を図るため、「みんなで支える 笑顔あふれる地域共生社会」を基本理念とした「大東市地域福祉計画[第4期]」を策定しました。

本計画における地域福祉の施策を着実に実施していくため、妊娠・出産から子どもが18歳に至るまでの子育てを切れ目なく応援するネウボランドだいとう（子育て世代包括支援センター）をオープンしました。今後も地域福祉を推進する施策の充実を図るとともに、包括的な支援体制の構築をめざし、関係機関と連携・協働してまいりますので、市民の皆様方にはより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心な議論を重ねて頂きました大東市地域福祉計画策定市民会議の委員の皆様をはじめ、市民意識調査、事業者アンケート調査などにおいて貴重なご意見を賜りました市民の皆様ならびに関係各位に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

大東市長 東 坂 浩 一

目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画改訂の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画改訂への市民参加	3
(1) 市民意識調査の実施	3
(2) 事業者へのアンケートおよびヒアリング調査の実施	3
(3) 「大東市地域福祉計画策定市民会議」の開催	3
(4) ホームページなどを活用した計画に対する意見の聴取	3
第2章 地域福祉を取り巻く本市の状況.....	4
1. 人口と世帯の状況	4
2. 子どもの状況	5
3. 高齢者の状況	7
4. 障害者の状況	9
5. 生活保護受給者の状況	10
6. SOSカード登録者について	11
◆ 基礎データからみた課題	11
第3章 第3期の計画の検証と各調査結果からみた課題.....	12
1. 第3期の計画の施策の実施状況評価からみた課題の検証	12
(1) 調査の概要	12
(2) 現在の施策の評価と課題	12
2. 市民意識調査結果からみた課題	14
(1) 調査の概要	14
(2) アンケート調査の主な結果と課題	14
3. 事業者アンケート調査結果およびヒアリング調査でのご意見	25
(1) 調査の概要	25
(2) アンケート調査の主な結果	26
(3) ヒアリング調査での主なご意見	28

第4章 計画の基本的な考え方	29
1. 基本理念	29
2. 基本的な視点	30
【基本的な視点1】「我が事、丸ごと」の意識づくり	30
【基本的な視点2】必要な情報が必要な人に届く仕組みづくり	31
【基本的な視点3】誰もが暮らしやすいまちづくり	31
3. 基本目標	32
基本目標1 みんなが安心して暮らせるまちづくり	32
基本目標2 誰もがいきがいのもてるまちづくり	32
基本目標3 地域の活力あふれるまちづくり	32
4. 施策の体系	33
第5章 地域福祉の展開方向	34
【基本目標1】 みんなが安心して暮らせるまちづくり	34
施策1 見守りシステムの体制づくり	34
施策2 安心のまちづくり	40
施策3 各種福祉施策の充実	45
【基本目標2】 誰もがいきがいのもてるまちづくり	50
施策1 一人ひとりがいきがいをもって活躍する場づくり	50
施策2 心と体の健康づくり	56
施策3 自立を支える基盤づくり	61
【基本目標3】 地域の活力あふれるまちづくり	66
施策1 地域活動拠点の整備・充実	66
施策2 社会福祉協議会の役割	69
施策3 市民活動団体・ボランティア活動の支援	73
第6章 計画の推進・進捗管理について	77
1. 計画の推進に向けて	77
2. 計画の進捗管理	78
3. 地域福祉活動計画との連携	78
第7章 資料編	79
大東市地域福祉計画策定市民会議規則	79
大東市地域福祉計画策定市民会議 委員名簿	81
大東市地域福祉計画策定委員会設置要綱	82
大東市地域福祉計画〔第4期〕策定経過	84
用語説明	85

第1章 計画の概要

1. 計画改訂の背景と目的

「地域福祉」とは、地域社会における暮らしの課題に対し、地域住民や行政、社会福祉関係者などが互いに協力して解決を図り、このまちに住んでよかったと実感できる社会を実現することです。

本市においても、この考えに基づき、市民の誰もが住み慣れた地域で、安心していきがいをもって生活していくために、行政施策の充実を図るとともに、地域住民一人ひとりが地域に根ざし、相互に助け合うコミュニティを形成し、市民活動団体や民間事業者、行政と協働して地域福祉を推進していくことが必要です。

また、大東市では福祉として、物的支援とともに「心の福祉」の充実を重要視してきました。近年問題視されている自殺等につながるような、精神的な負担を軽減するための福祉の充実を、引き続き推進していくことも重要です。

近年、少子・高齢化の急速な進展、核家族化、単身世帯の増加や近隣住民の関係が希薄化する中で、社会から孤立する人々が生じやすい環境となってきました。

また、これらにあわせて、経済状況の変化などにより、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者をめぐる問題も深刻化しています。

このような生活困窮者が抱える困難を取り除き、経済的・社会的・身体的・精神的自立を支援していくことが必要です。

国においては、平成29（2017）年に社会福祉法が介護保険法等とともに改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしといきがい、地域をもにつくっていく「地域共生社会」をめざしています。

地域福祉の推進により「地域共生社会」の実現をめざすためには、これまでの生活支援を必要とする方への行政からのサービス給付という形だけではなく、地域住民同士の支え合い・助け合いが必要不可欠となってきます。こうした中で、高齢者をはじめ、誰もが地域の中で安心して、いきがいをもって生活していくためには、生活基盤となる地域において、お互いに助け合う仕組みをつくっていくとともに、地域住民がボランティア等の市民福祉団体や民間事業者とともに、行政と協働して地域福祉を進めていくことが必要です。

こうした背景から、本市では、「大東市地域福祉計画〔第3期〕」の基本理念を引き継ぐとともに、地域に関わるすべての人と行政が一体となって、総合的に福祉施策を推進していくため、「大東市地域福祉計画〔第4期〕」を策定し、市民が安心して生活できる地域共生社会の創造をめざします。

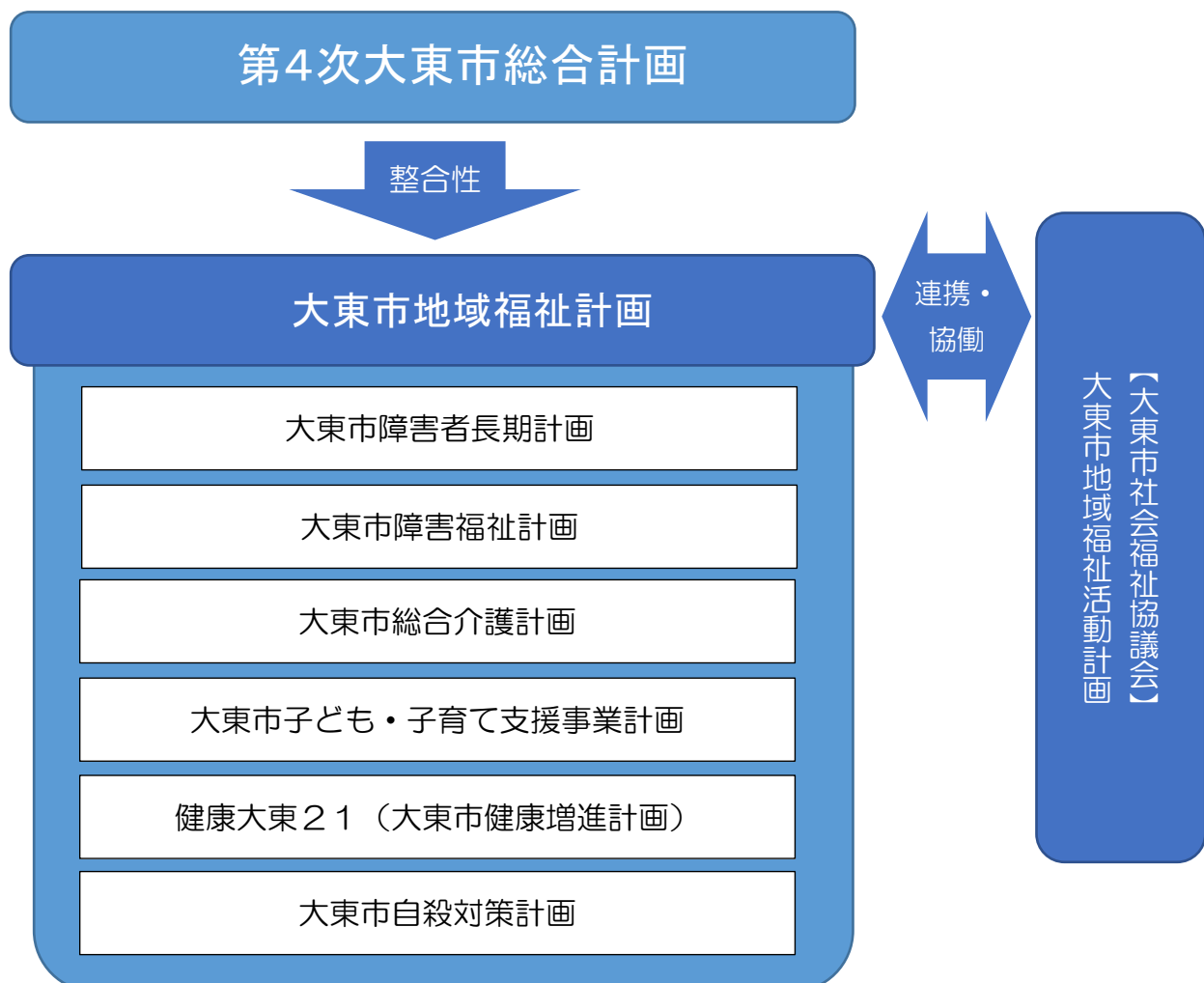
この「大東市地域福祉計画〔第4期〕」は大東市全体の福祉に関する計画であり、市民に、大東市が取り組んでいる福祉に関する情報が、わかりやすく届くような計画をめざし、策定致しました。

2. 計画の位置づけ

大東市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づくもので、「第4次大東市総合計画」（平成13（2001）年度～平成42（2030）年度）を上位計画とし、地域福祉の推進を具体化する計画です。

この計画は、福祉の分野ごとに作成される部門別計画の上位計画となるとともに、市民、事業者、社会福祉協議会および各種団体と行政が手を携え、互いに協力し、協働で活動する上での指針となるものです。

また、福祉の分野別計画以外の諸計画と整合性を図るとともに、社会福祉協議会が策定する「大東市地域福祉活動計画」とも連携・協働していきます。



3. 計画の期間

この計画の期間は、平成31（2019）年度から5年間とし、社会情勢の変化などに対応して、必要に応じて見直しや改訂を行います。

4. 計画改訂への市民参加

（1）市民意識調査の実施

市内に居住の18歳以上の人から5,000名を無作為に抽出し、郵送による配布・回収により、アンケート調査を実施しました。

（2）事業者へのアンケートおよびヒアリング調査の実施

市内で地域福祉分野の活動に携わっているボランティアグループ、社会福祉法人、NPO法人など81団体に対し、郵送による配布・回収により、事業者アンケートを実施し、その中の10団体に対し、ヒアリング調査を実施しました。

（3）「大東市地域福祉計画策定市民会議」の開催

計画を策定するため、「大東市地域福祉計画策定市民会議」を創設し、市民や各種団体などの代表とともに、市民の参画を得ました。

（4）ホームページなどを活用した計画に対する意見の聴取

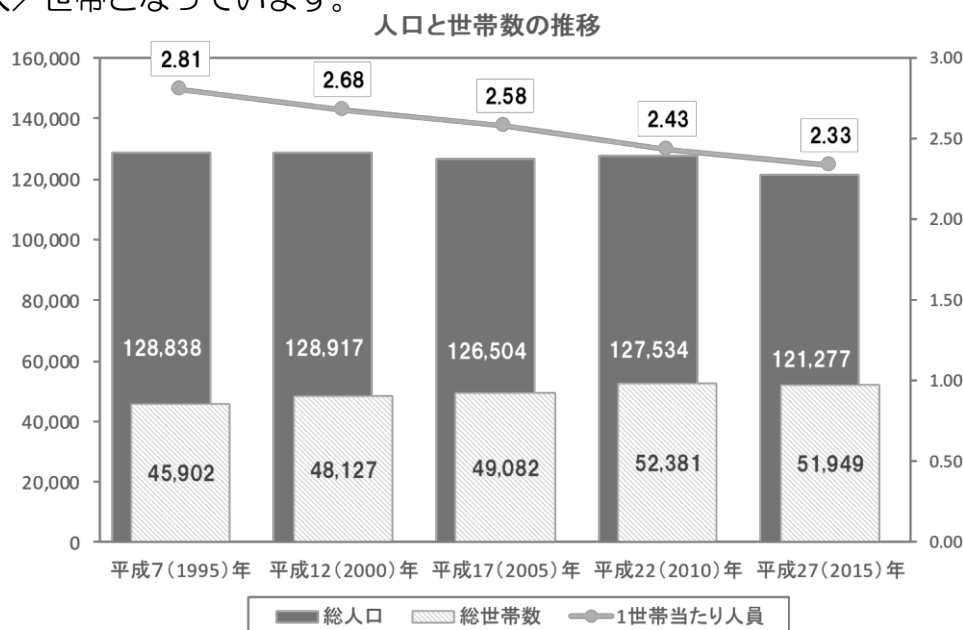
計画に市民の意見を反映させるため、ホームページや窓口での閲覧などの手法により、計画に対する市民の意見を募集しました。（パブリックコメントの実施）

実施期間	平成30（2018）年12月10日（月）～同年12月25日（火）
閲覧場所	市民情報コーナー、福祉政策課、市ホームページ
実施結果	地域福祉計画〔第4期〕（案）に対してのご意見はありませんでした。

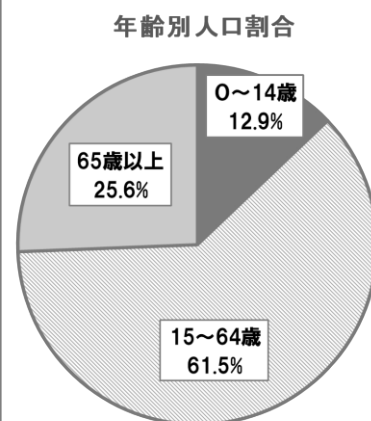
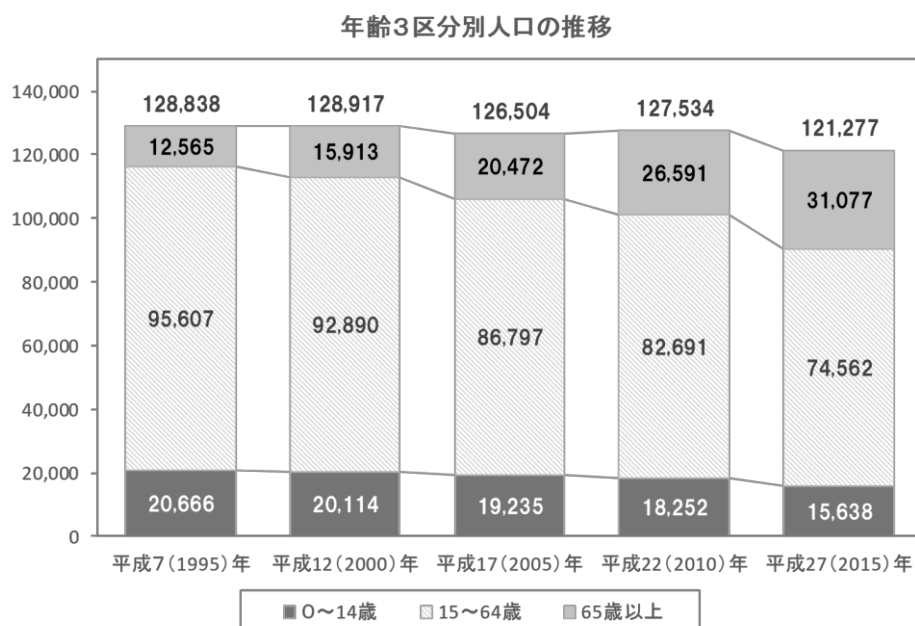
第2章 地域福祉を取り巻く本市の状況

1. 人口と世帯の状況

国勢調査でみた人口と世帯数の推移は、増減を繰り返して推移しており、平成27（2015）年で人口は121,277人、世帯数は51,949世帯となっています。1世帯あたり人員は、減少傾向で推移しており、平成27（2015）年では、2.33人／世帯となっています。



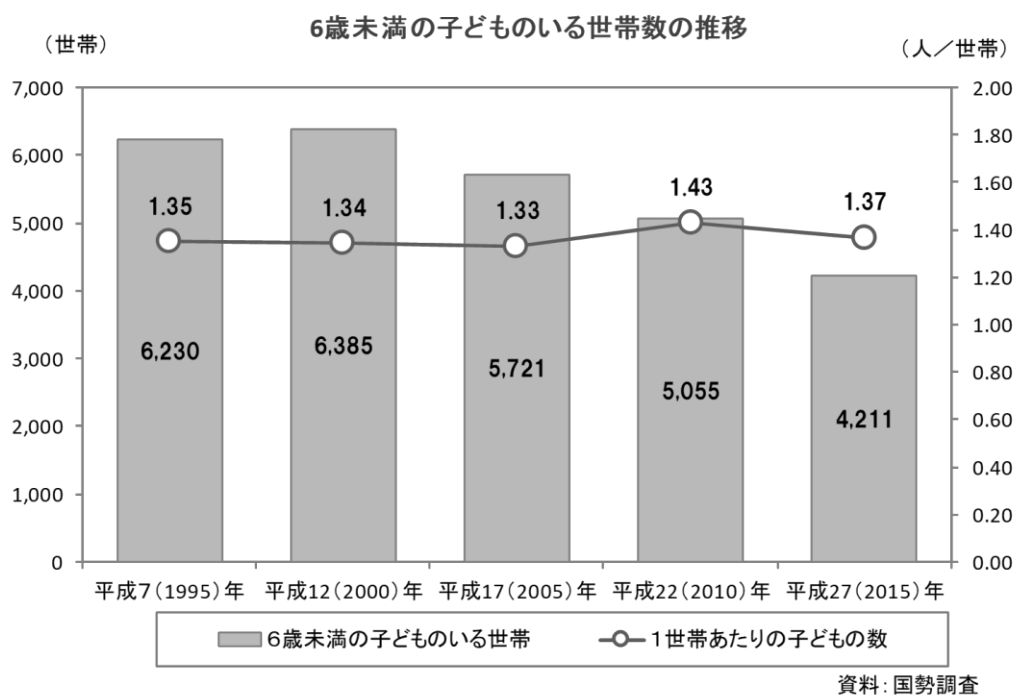
また、年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳は減少しており平成27（2015）年で15,638人、65歳以上は増加しており平成27（2015）年で31,077人となっています。



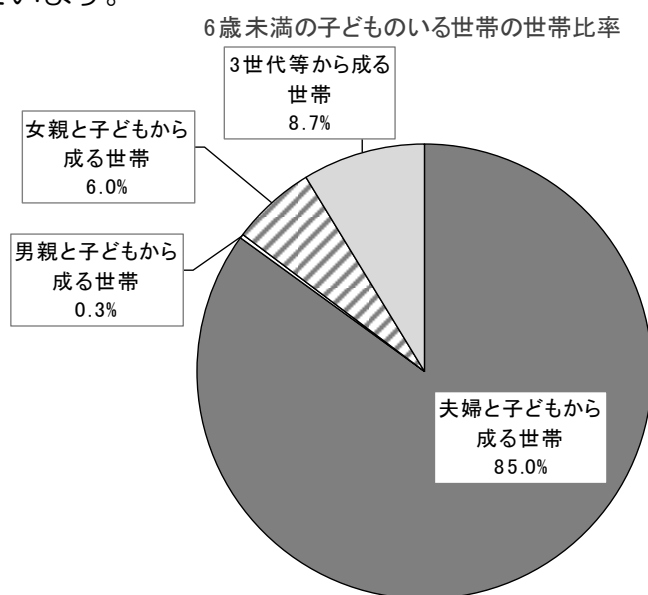
2. 子どもの状況

① 子どものいる世帯状況

国勢調査でみた6歳未満の子どものいる世帯数は、増減を繰り返して推移しており、平成27（2015）年で4,211世帯となっています。1世帯あたりの子どもの数も同様に増減を繰り返して推移しており、平成27（2015）年で1.37人／世帯となっています。



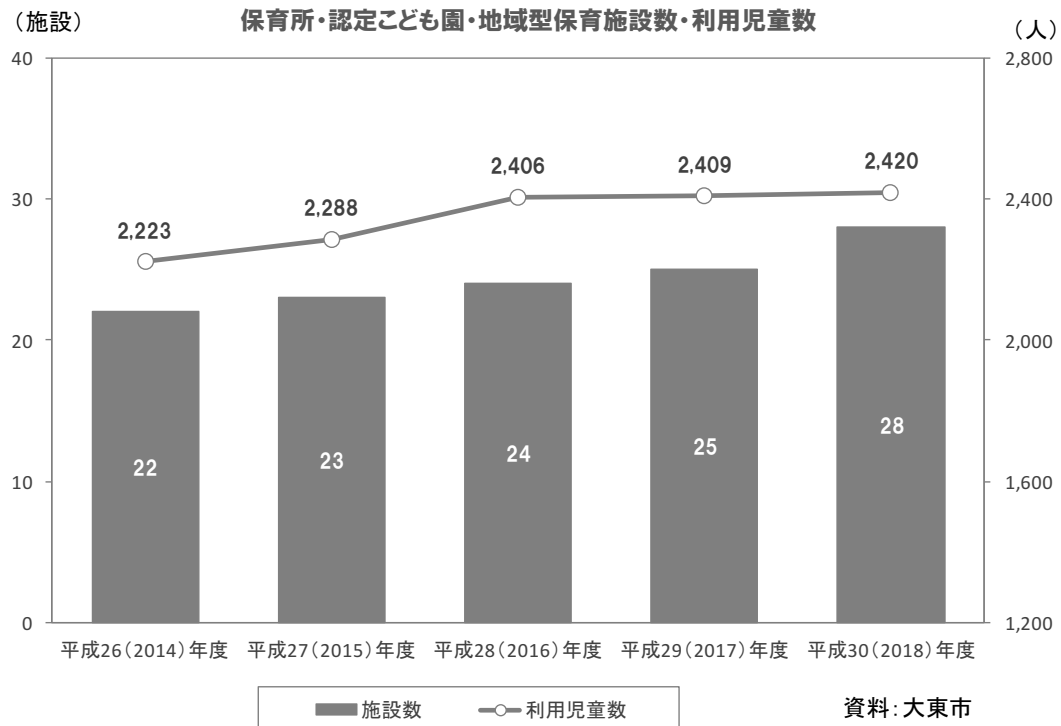
また、世帯の比率は、夫婦と子どもから成る世帯が85.0%、3世代等から成る世帯が8.7%、女親と子どもから成る世帯が6.0%、男親と子どもから成る世帯が0.3%となっています。



資料：平成27(2015)年国勢調査

② 保育所・認定こども園・地域型保育施設について

保育所・認定こども園（２号・３号認定）・地域型保育施設の利用児童数と施設数は、どちらも増加傾向で推移しています。また、待機児童数は平成２８（２０１６）年度に一旦増加しましたが、その後は減少傾向となっています。



待機児童数

	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度
待機児童数	0	3	14	2	0

資料:大東市

③ 児童扶養手当について

児童扶養手当受給者数に関しては、減少傾向で推移しています。母子家庭・父子家庭への受給者数は、減少しています。

児童扶養手当受給者数

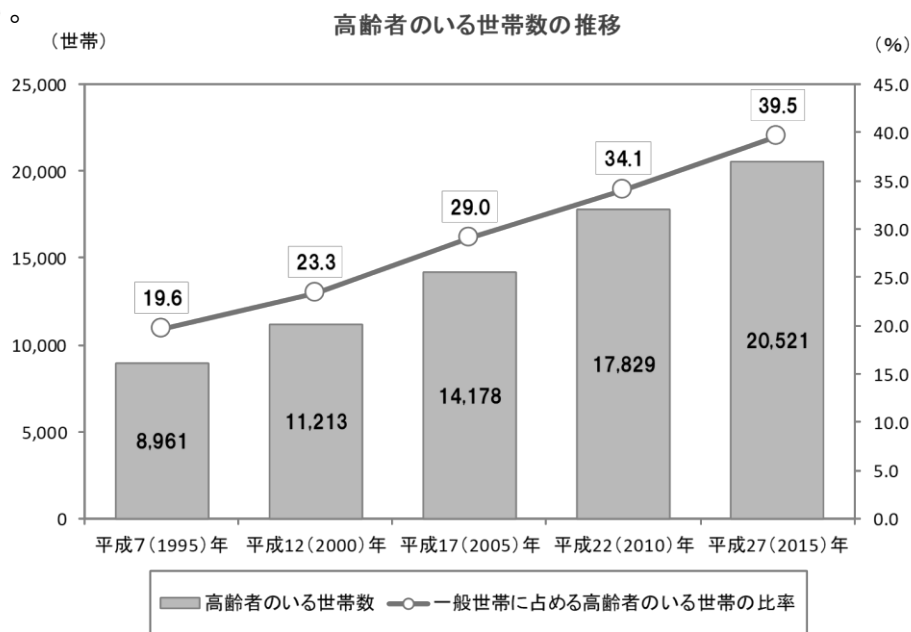
	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度
母子家庭	1,380	1,342	1,304	1,252	1,229
父子家庭	92	96	85	84	79
養育者	15	17	16	16	15
計	1,487	1,455	1,405	1,352	1,323

資料:大東市

3. 高齢者の状況

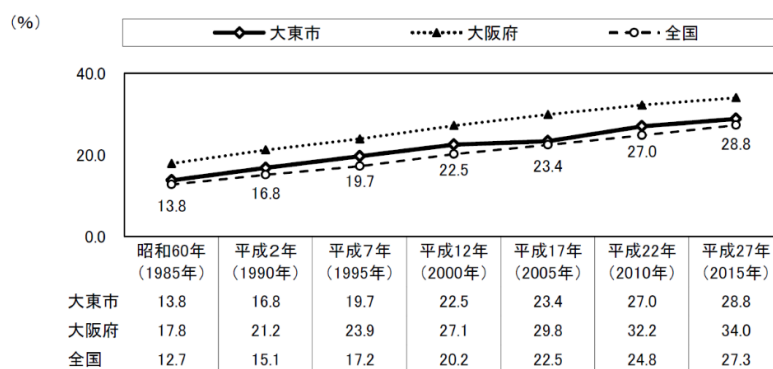
① 高齢者のいる世帯状況

国勢調査でみた高齢者のいる世帯数は、増加傾向で推移しており、平成27（2015）年で20,521世帯となっています。一般世帯に占める高齢者のいる世帯の比率も同様に増加傾向で推移しており、平成27（2015）年で39.5%となっています。

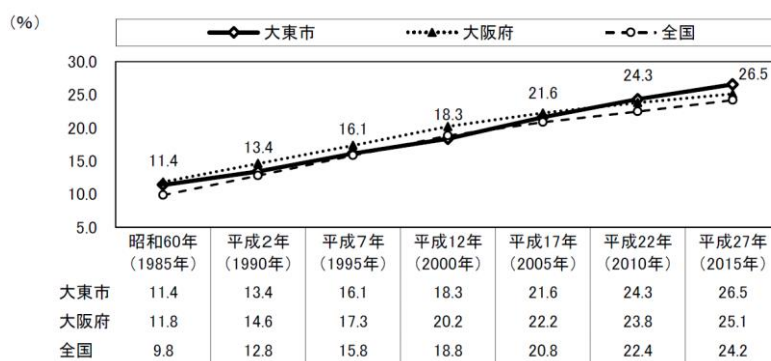


また、高齢者単身世帯と高齢者のみ夫婦世帯の割合の推移をみると、いずれも増加傾向で推移しています。

■高齢者単独世帯の割合の推移



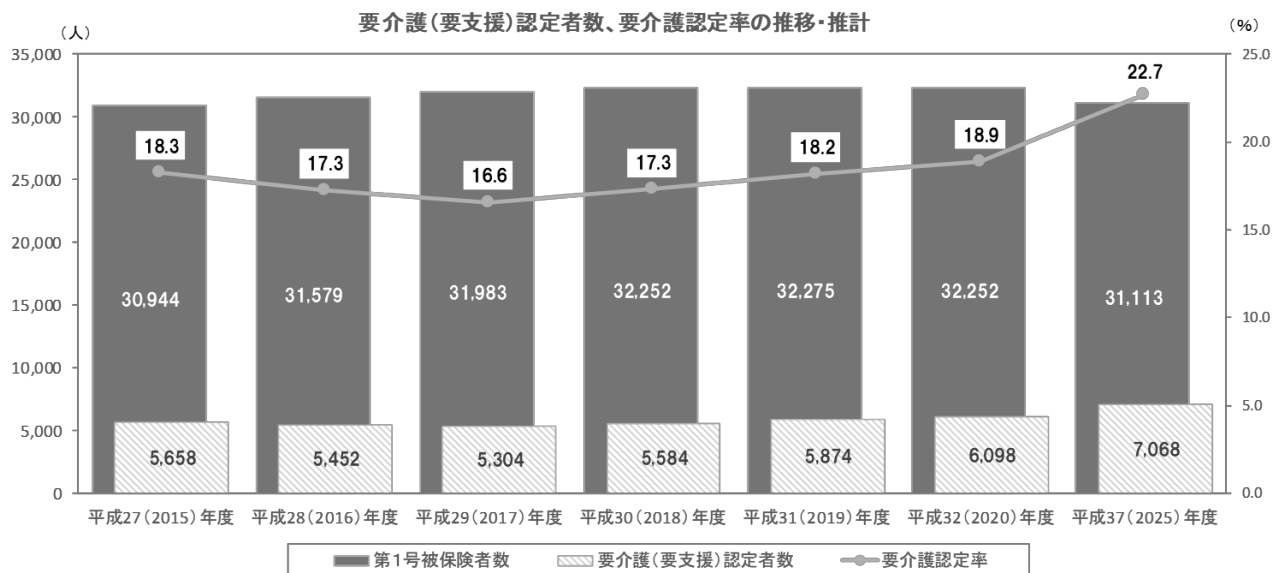
■高齢者のみ夫婦世帯の割合の推移



資料: 国勢調査

② 要介護・要支援認定者の状況

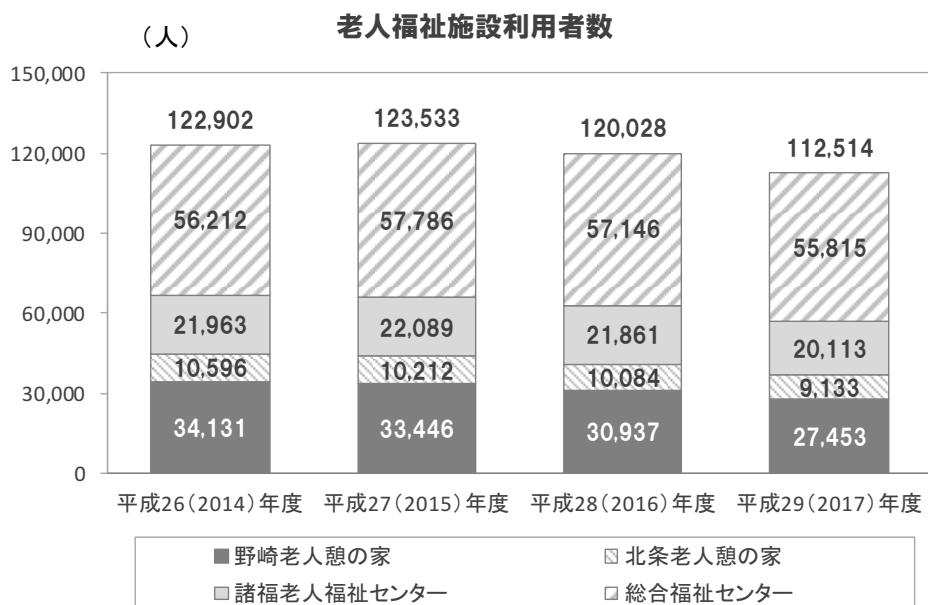
介護保険事業報告でみた要介護・要支援認定者数は、平成29（2017）年度までは減少傾向ですが、平成30（2018）年度からは増加傾向に転じています。平成30（2018）年では5,584人、認定率は17.3%となっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

③ 老人福祉施設利用者について

老人憩の家や福祉センター等の老人福祉施設の利用者数は、減少傾向で推移しています。

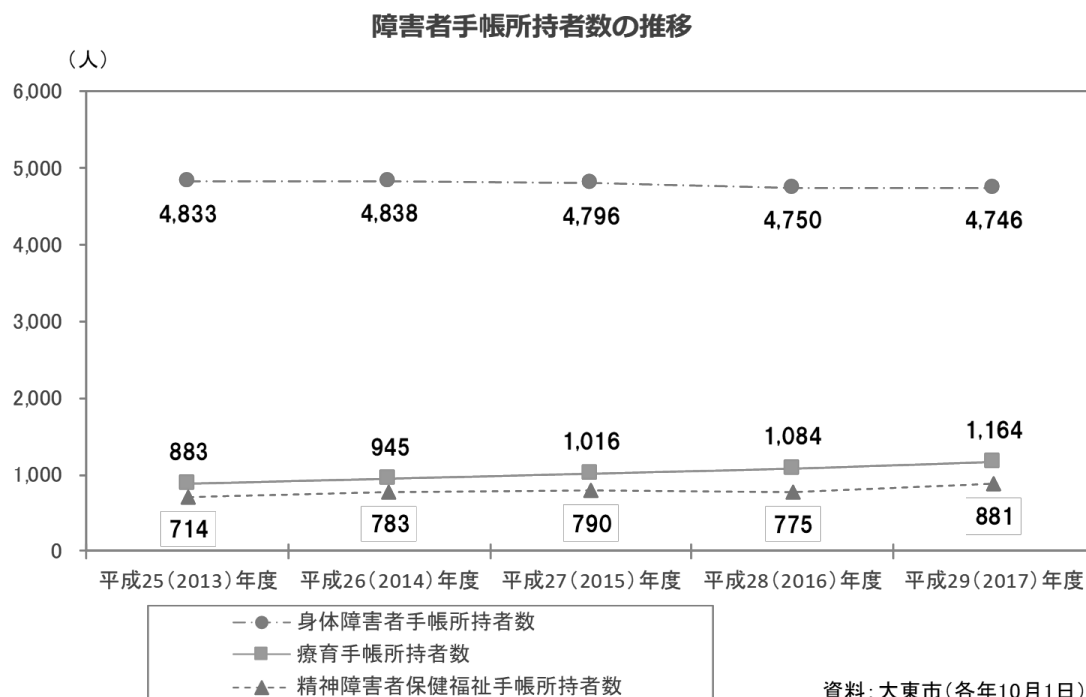


資料：大東市

4. 障害者の状況

① 障害者手帳所持者数の推移

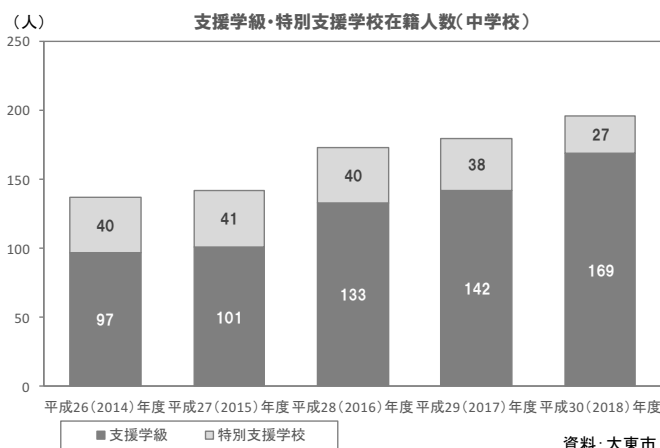
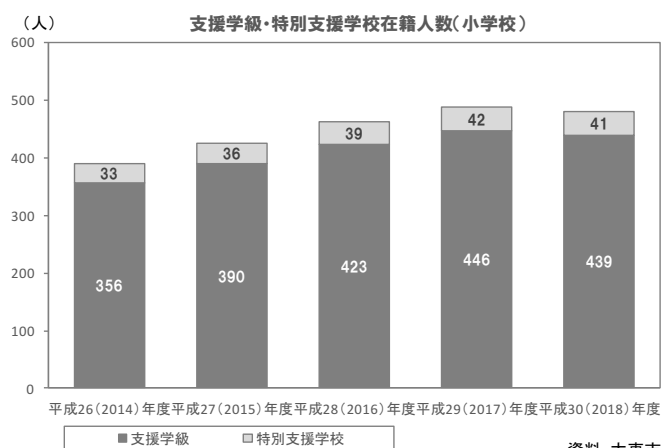
身体障害者は平成26（2014）年以降、減少傾向で推移し、平成29（2017）年度は4,746人となっています。知的障害者は、増加傾向で推移し、平成29（2017）年度は1,164人となっています。精神障害者は、増減を繰り返して推移し、平成29（2017）年度には881人となっています。



② 支援学級・特別支援学校について

小学校の支援学級と特別支援学校小学部に在籍している人数は、平成29（2017）年度までは、増加傾向で推移し、平成30（2018）年度にかけて減少しています。

中学校の支援学級と特別支援学校中学部に在籍している人数は、増加傾向で推移しています。



5. 生活保護受給者の状況

生活保護受給者について、各扶助を受給している人数は増減を繰り返しています。

生活保護受給者数

(単位:人)

	平成25(2013)年度	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度
生活扶助	1,177	1,173	1,154	1,074	1,088
教育扶助	89	71	85	63	58
住宅扶助	1,159	1,161	1,132	1,054	1,070
医療扶助	1,116	1,139	1,106	1,061	1,074
介護扶助	235	227	265	263	272
葬祭扶助	2	4	3	5	5
生業扶助	11	9	6	9	4
その他の扶助	0	0	0	0	0
総数	3,789	3,784	3,751	3,529	3,571

各年度

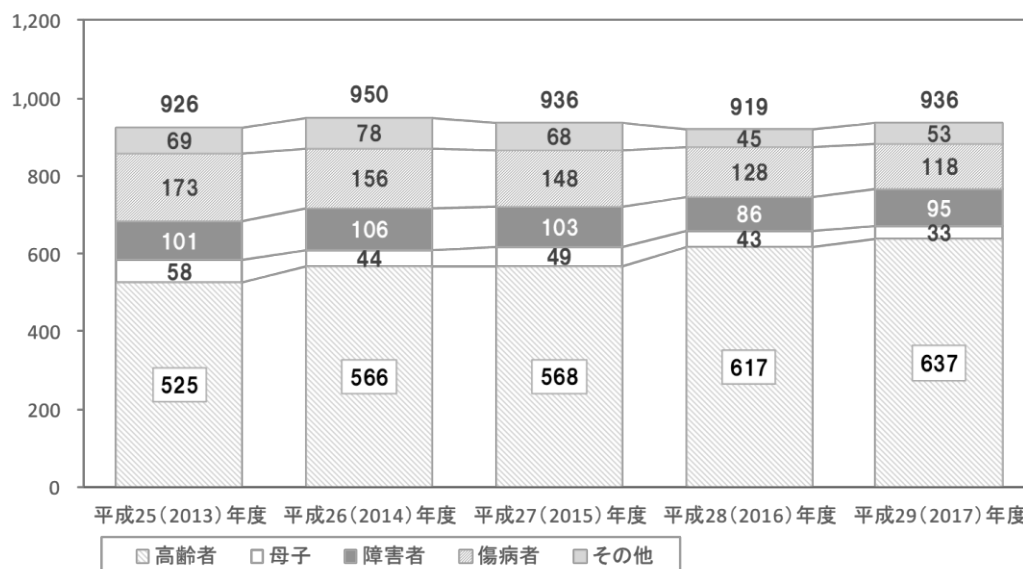
4月1日 現在

資料: 大東市

また、生活保護受給世帯数も、増減を繰り返して推移しており、平成29(2017)年度で936世帯となっています。

(世帯)

生活保護受給世帯数の推移



資料: 大東市(各年度4月1日)

6. SOSカード登録者について

SOSカード登録者数は、以下のとおりです。平成28（2016）年度から対象者の範囲を拡大し、登録者が増加しています。

（人）

年度	登録者数	65歳以上高齢者数
平成25（2013）	4,256	29,617
平成26（2014）	4,537	30,608
平成27（2015）	4,720	31,363
平成28（2016）	6,995	31,772
平成29（2017）	7,384	32,125

◆ 基礎データからみた課題

- 人口や世帯数は増減していますが、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、核家族化やひとり暮らし家庭の増加が進んでいることがみられます。
- 0～14歳の人口は減少傾向である一方、65歳以上の人口や高齢者のいる世帯は増加傾向であり、少子高齢化が進んでいることがみられます。
- 高齢者人口が増加しているのに対し、老人福祉施設の利用者は減少しています。
- 知的障害者が増加傾向で、支援学級・支援学校の在籍人数も増加しています。

第3章 第3期の計画の検証と各調査結果からみた課題

1. 第3期の計画の施策の実施状況評価からみた課題の検証

(1) 調査の概要

本市において現在進められている地域福祉に関する施策に関して、現状の実施状況や今後の方向性などについて、担当課による評価を実施しました。

【評価の方法】

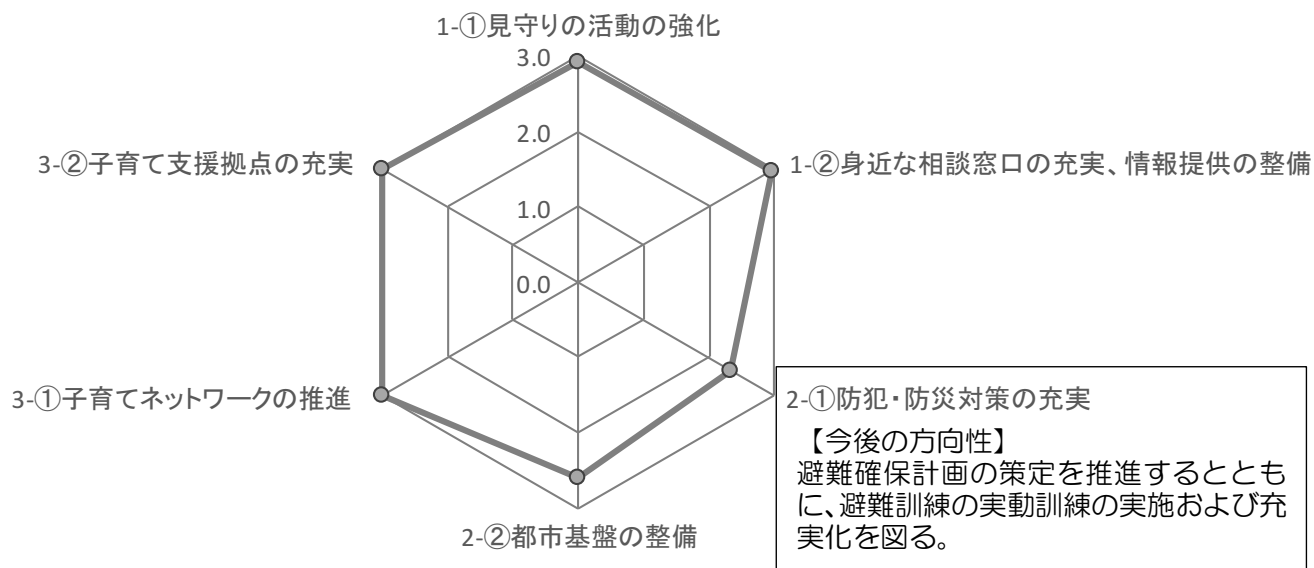
各施策の展開の方向の項目ごとに、「計画通りに実施」「一部実施した」「実施していない」の3段階で実施状況の評価を行いました。

それぞれの実施状況に関する評価を、「計画通りに実施：3点」「一部実施した：2点」「実施していない：0点」とし、集計しました。各項目において、複数課で担うものに関しては、各課における評価点を平均しました。

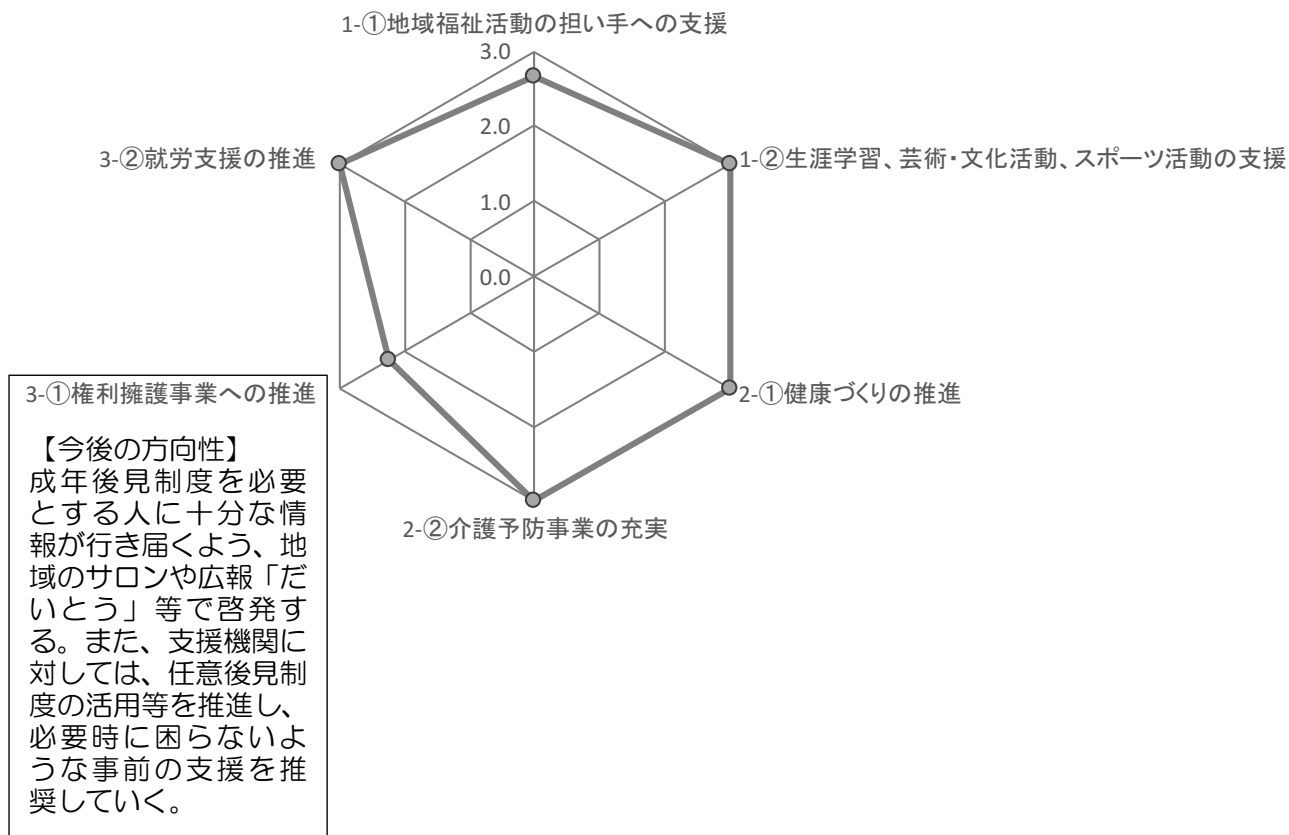
(2) 現在の施策の評価と課題

現在の実施状況に関しては、グラフのとおりとなっています。また、特に点数の低かった施策に関しては、今後、体制を強化し、しっかりと取り組んでいく必要があります。

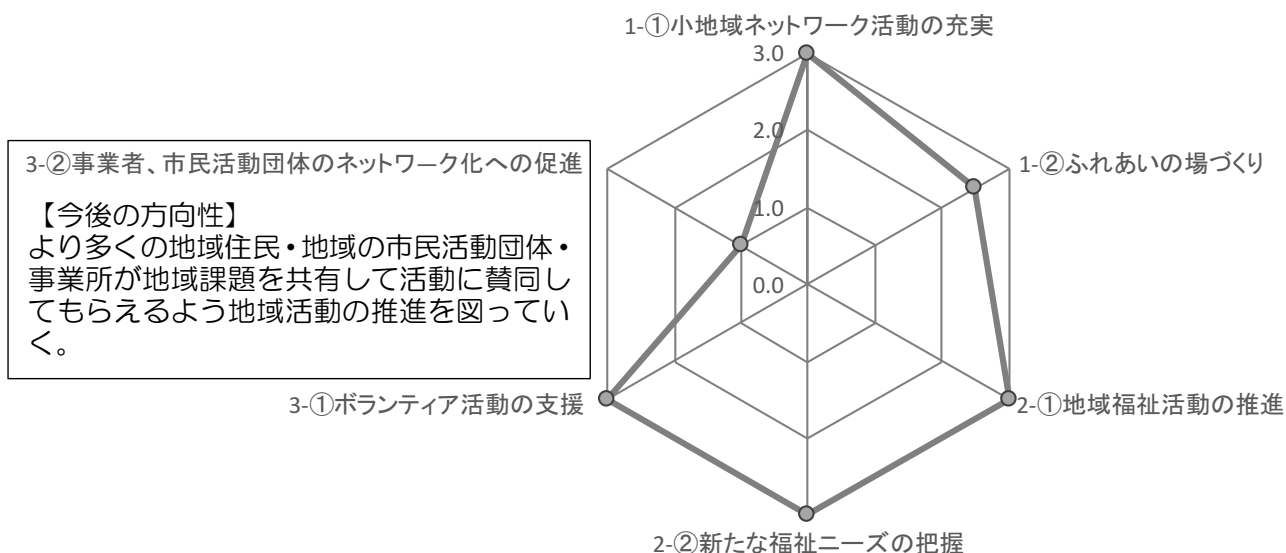
【基本目標1 みんなが安心して暮らせるまちづくり】



【基本目標2 健康でいきがいのもてるまちづくり】



【基本目標3 地域の活力あふれるまちづくり】



2. 市民意識調査結果からみた課題

(1) 調査の概要

大東市地域福祉計画改訂にあたり、大東市民の地域に対する思い、日々の生活をする中で抱えている様々な課題、地域活動やボランティア活動の参加状況・利用意向などを把握し、計画づくりにあたっての資料とするため市民意識調査を実施しました。

本調査の実施方法、回収状況については、次のとおりです。

【調査の方法】

調査名	調査対象者	配布 ・回収方法	配布～ 回収期間
市民意識調査	大東市在住の18歳以上 5,000人	郵送配布 ・回収	平成30(2018)年8月

【回収状況】

配布数	回収数	総回収率
5,000票	1,897票	37.9%

※参考：平成25(2013)年調査の回収率29.6%

(2) アンケート調査の主な結果と課題

○は主な結果。◆は課題を記載しています。

① 回答者の属性

○65歳以上が約4割、75歳以上においては約2割となっています。

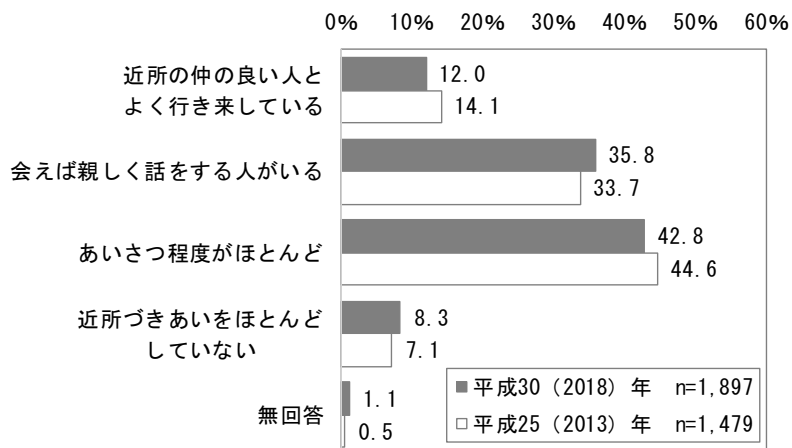
○家族構成を年齢別にみると65歳以上で「本人がひとり」の世帯が約2割、「夫婦だけ」の世帯が約4割となっています。また、家族の状況においても65歳以上の高齢者が約4割となっています。

○「諸福小学校区」は子どものいる世帯、「深野小学校区」は高齢者のいる世帯、「四条北小学校区」、「北条小学校区」は介護や支援、看護、見守りなどを必要とする方のいる世帯が比較的多くなっています。

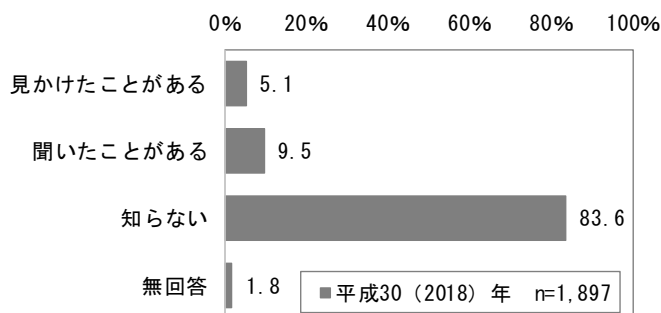
◆高齢化、高齢者のひとり暮らし、夫婦のみの世帯に留意する必要があります。

② 地域や近所づきあいについて

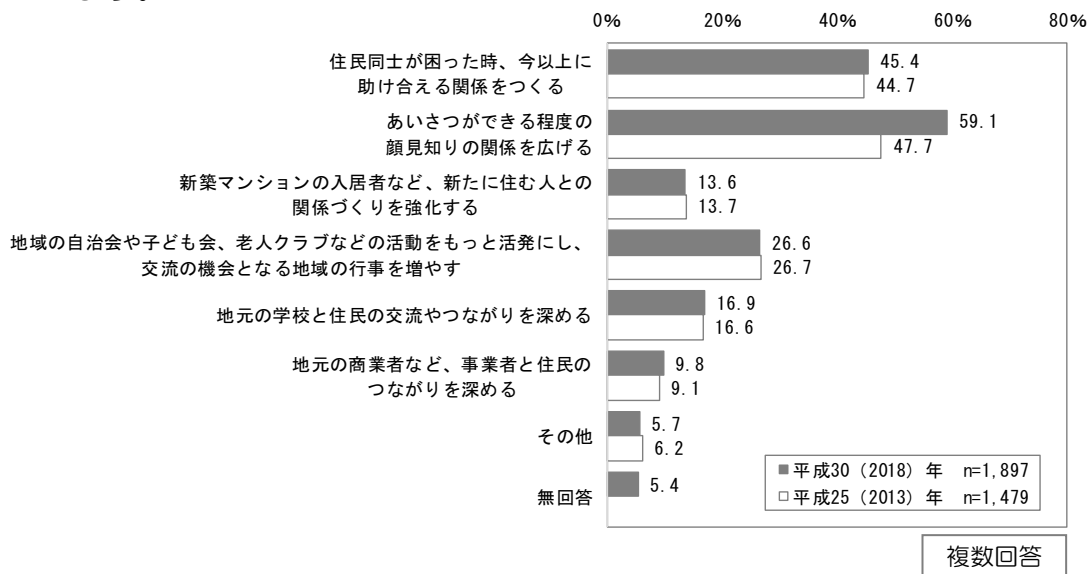
○近所づきあいの状況は、「あいさつ程度がほとんど」が最も多くなっていますが、「会えば親しく話をする人がある」も約4割となっています。近所づきあいをしていない理由は、「仕事などで家を空けることが多い、知り合う機会がない」が多くなっています。



○近所に、生活に困っている人を見かけたり、聞いたことがあるかという設問に対しては、「知らない」が8割以上となっています。また、近所に困っている人を見かけた時にできる手助けについては、「見守りや声かけ、話し相手」、「どこか相談の専門機関に連絡する」、「できることはない、わからない」が多くなっています。



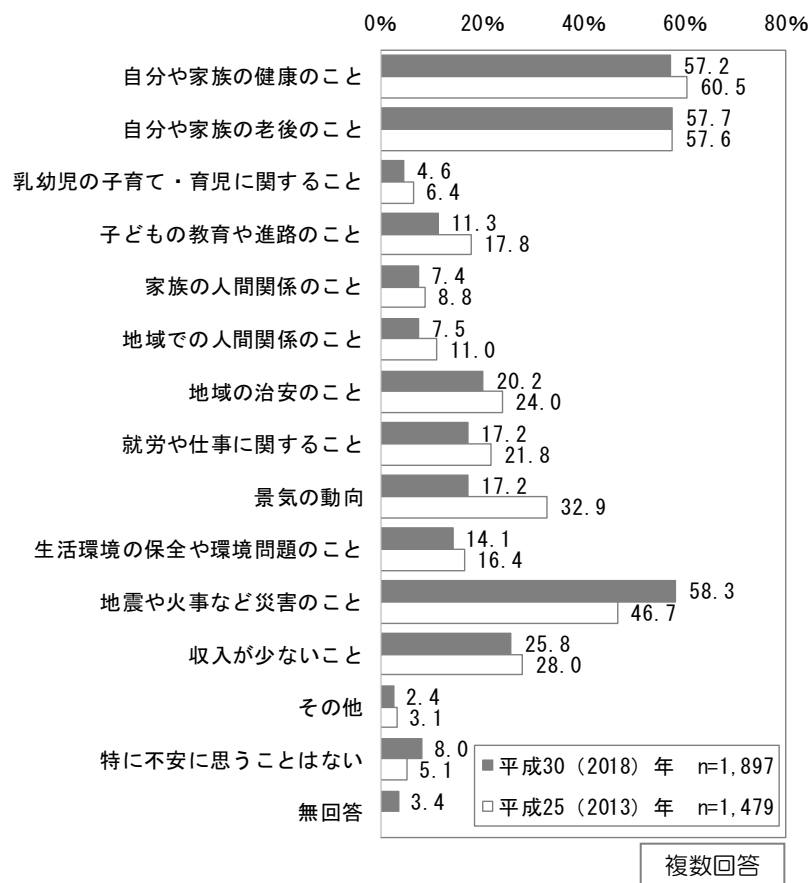
○地域で行われている活動や行事などが、地域でもっと活発に行われるために大切なことでは、「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」が最も多く、平成25（2013）年に実施した調査と比べ10ポイント以上多くなっています。次いで、「住民同士が困った時、今以上に助け合える関係をつくる」も4割以上と多くなっています。



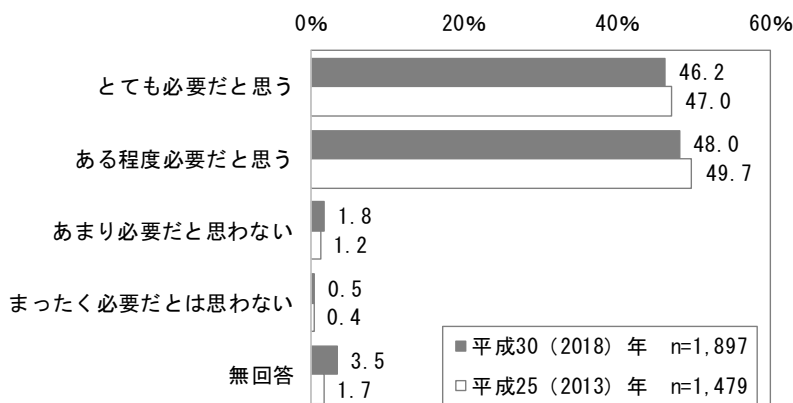
- ◆近所の人とのつきあいは、あいさつ程度のつきあいが多く、特に若い世代では「仕事などで家を空けることが多く、知り合う機会がない」などの理由から希薄になっています。地域では「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」ことが大切だという認識があることから、日常の声かけなどできることから少しずつ行動できるよう促進することが必要です。
- ◆近所に、生活に困っている人を見かけたり、聞いたことがあるかという設問に対しては、「知らない」が8割以上と多くなっているため、困っている人のことを“我が事”にとらえられる意識の醸成が必要です。また、近所の人から助けを求める相談があった場合のつなぎ方などの啓発が必要です。

③ 生活課題、相談、防災、権利擁護、人権について

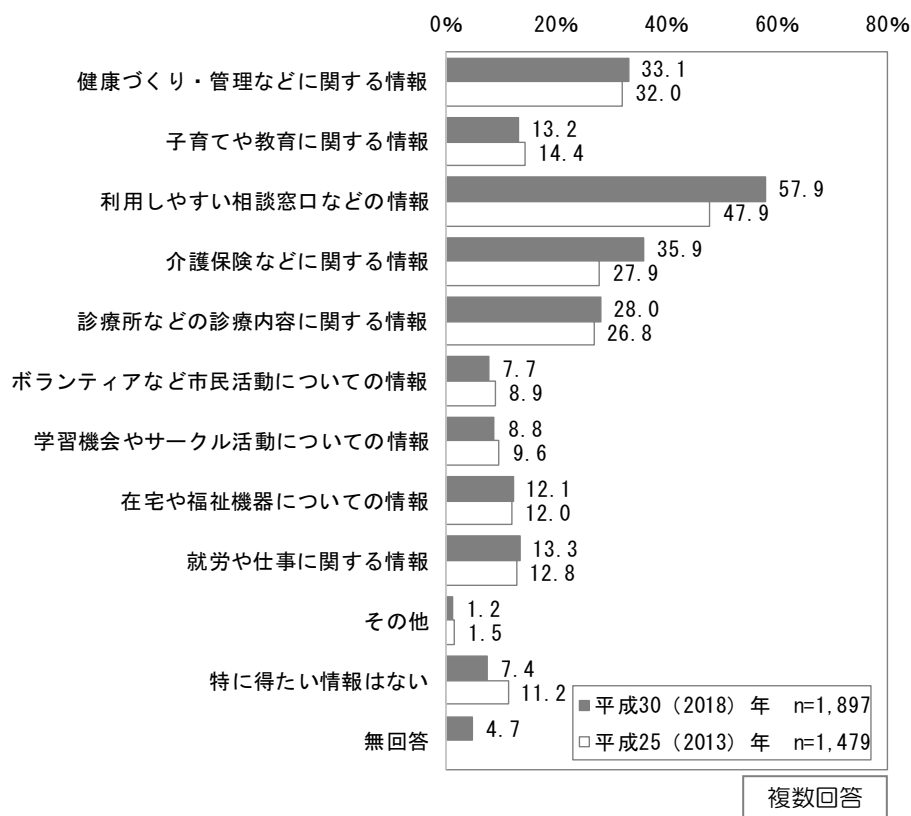
○日頃の生活での悩みや不安については、「地震や火事など災害のこと」が最も多く、平成25(2013)年に実施した調査と比べ10ポイント以上多くなっています。



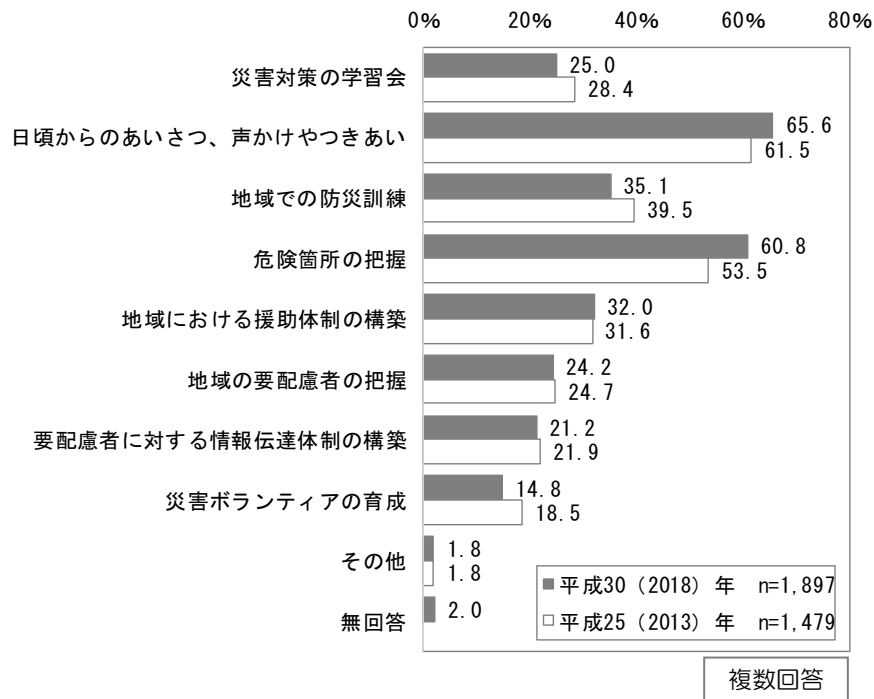
○地域の福祉課題（ひとり暮らし高齢者の見守り、子どもへの虐待、孤独死など）に対し、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性については、「必要」（「とても必要だと思う」+「ある程度必要だと思う」）だと思っている方が9割以上となっています。



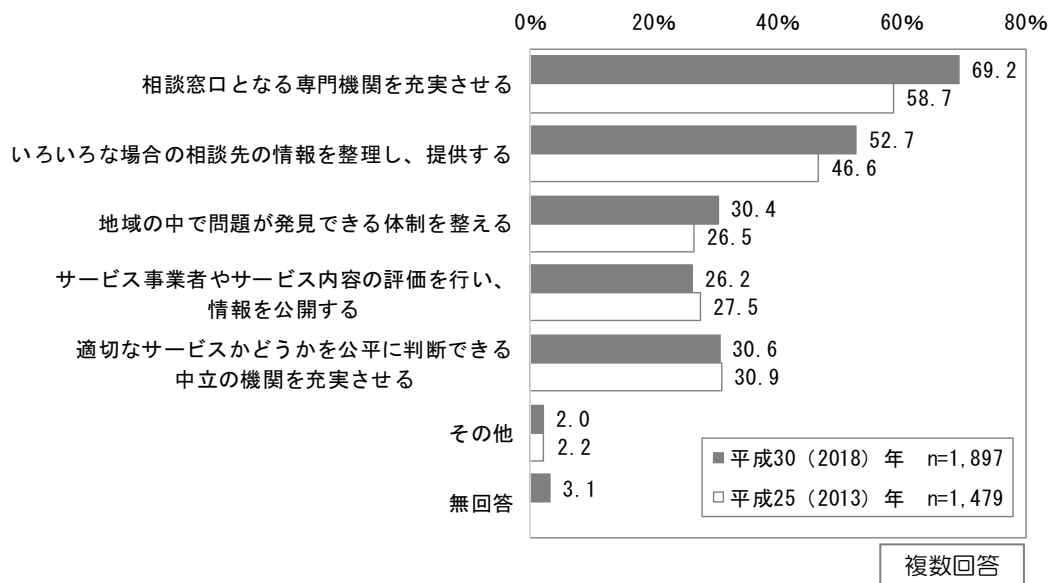
○福祉に関して得たい情報は、「利用しやすい相談窓口などの情報」が最も多く、平成25（2013）年に実施した調査と比べ10ポイント以上多くなっています。次いで、「介護保険などに関する情報」、「健康づくり・管理などに関する情報」も多くなっています。



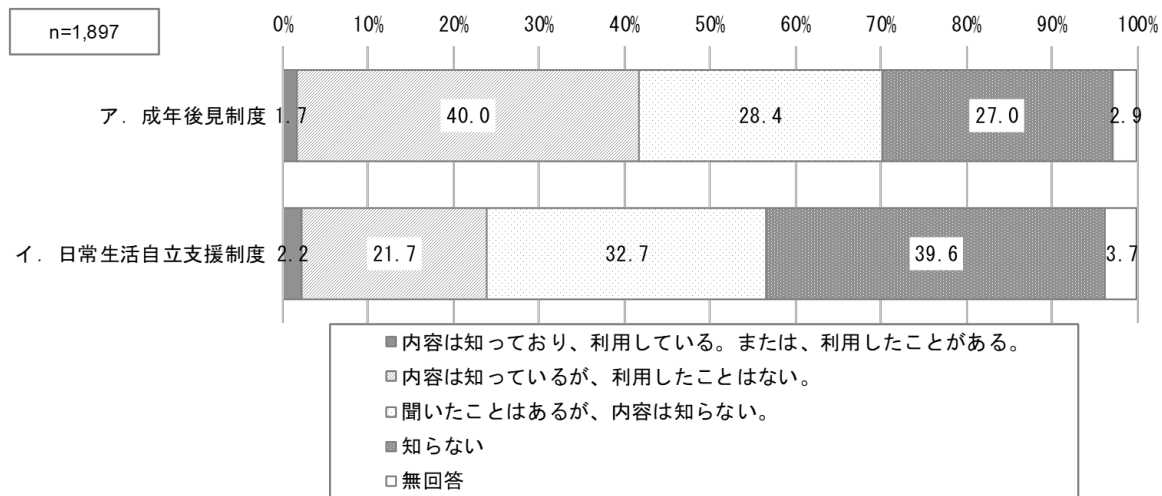
○防災に対する日頃からの取り組みや災害などの緊急時の対応については、「ア. 災害時の避難場所について知っていますか」と「イ. 地域の危険箇所を知っていますか」が平成25（2013）年に実施した調査と比べ10ポイント以上多くなっています。また、災害時の備えとして大切なことは「日頃からのあいさつ、声かけやつきあい」、「危険箇所の把握」が多くなっています。



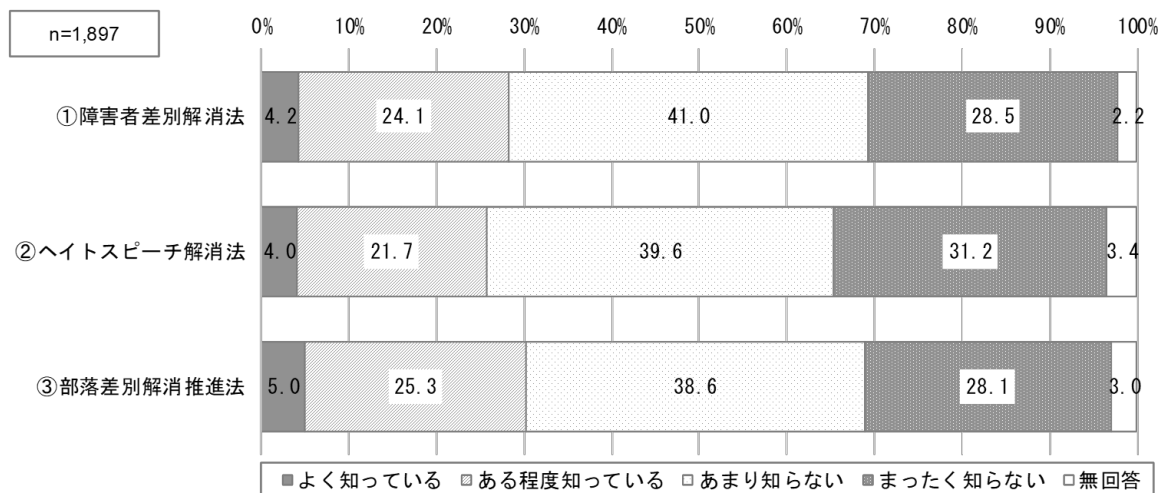
○高齢者や障害者、子どもなどが必要な福祉サービスを受けることができ、その権利が守られるために必要こととしては、「相談窓口となる専門機関を充実させる」、「いろいろな場合の相談先の情報を整理し、提供する」が多くなっています。



○権利擁護に関する制度の認知度については、「ア．成年後見制度」では約３割、「イ．日常生活自立支援制度」では約４割が「知らない」となっています。



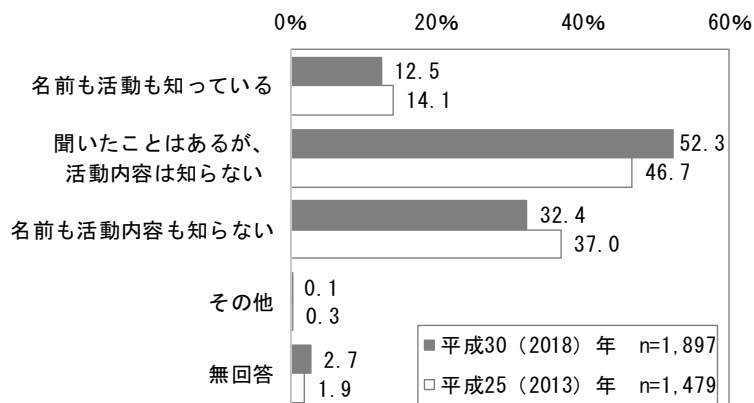
○人権三法については、「①障害者差別解消法」、「②ヘイトスピーチ解消法」、「③部落差別解消推進法」のいずれも、「知っている」（「よく知っている」＋「ある程度知っている」）が約３割となっていますが、「あまり知らない」は約４割、「まったく知らない」は約３割となっています。



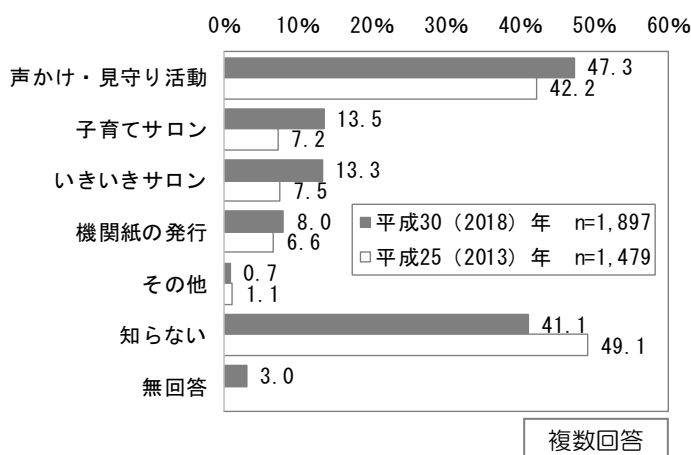
- ◆日々の暮らしの中での困りごとなどについて、相談体制の充実が望まれています。困りごとの解決は行政や医療機関に限らず地域での助け合いが必要という認識があることから、様々な分野で“丸ごと”解決できる仕組みづくりが必要です。
- ◆権利擁護に関する制度や人権三法などの認知度を高めるため、周知方法の再検討が必要です。

④ 地域福祉に関わる機関や団体・地域福祉の仕組みについて

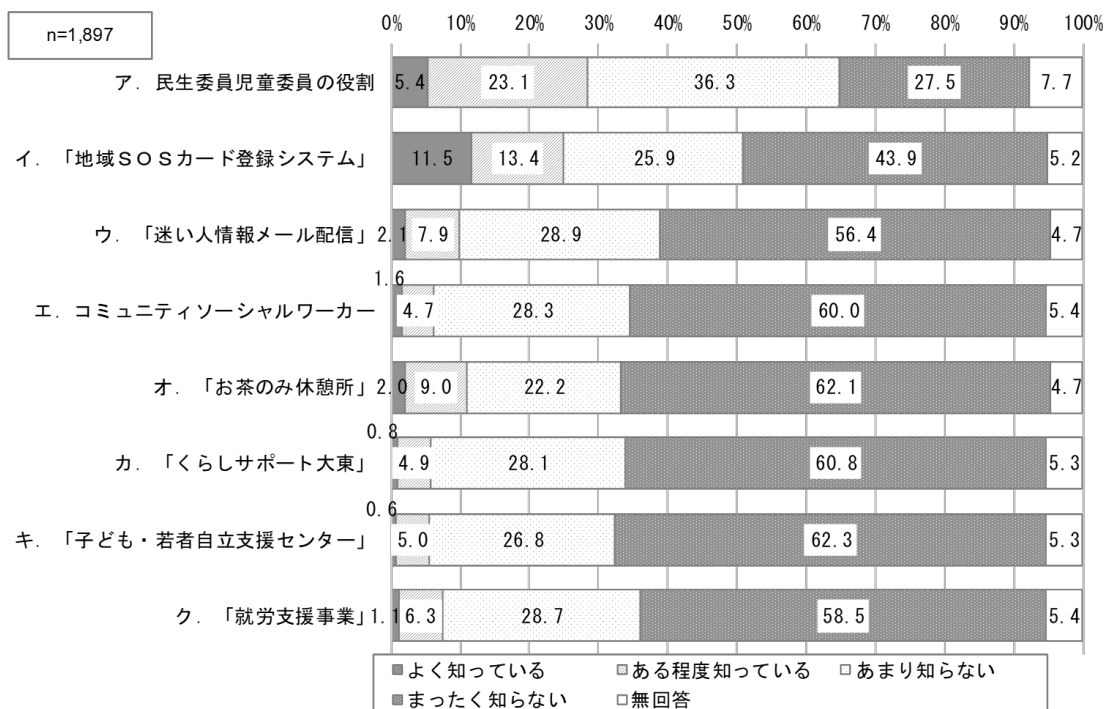
○社会福祉協議会の認知度は、「聞いたことはあるが、活動内容は知らない」が最も多くなっています。



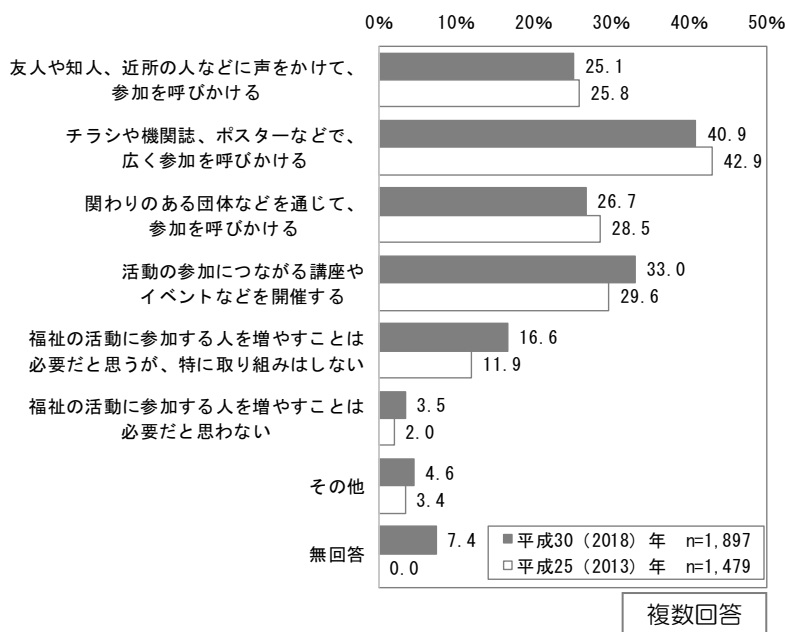
○校区（地区）福祉委員会での活動については、「声かけ・見守り活動」が最も多くなっています。



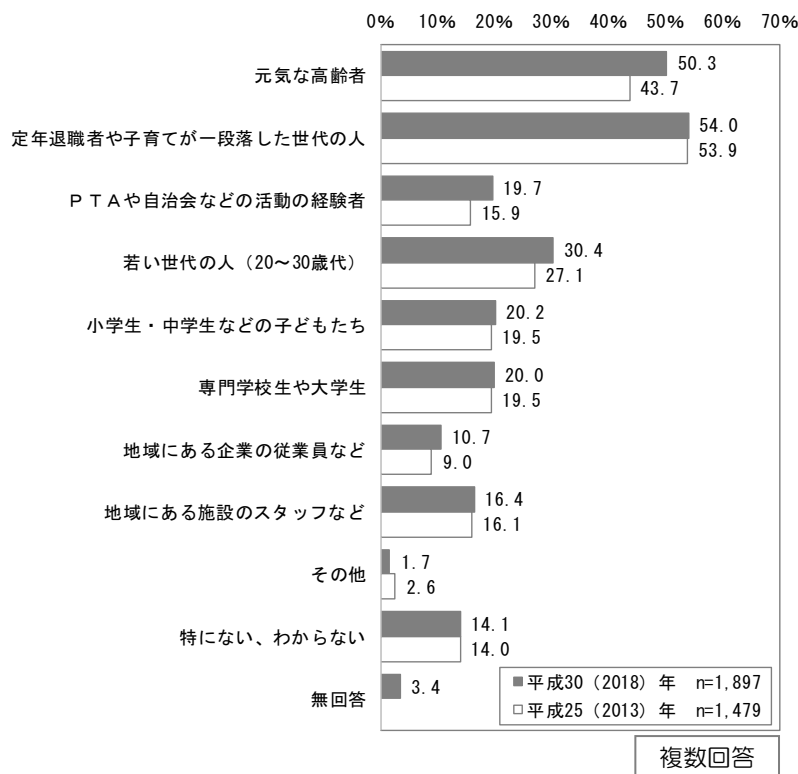
○福祉に関することの認知状況は、平成25（2013）年に実施した調査と比べると「イ. 地域SOSカード登録システム」と「ウ. 迷い人情報メール配信」は5ポイント以上増えていますが、「エ. コミュニティソーシャルワーカー」は5ポイント以上減っています。福祉に関することで「知っている」（「よく知っている」＋「ある程度知っている」）で最も多いのは、「民生委員児童委員の役割」次いで「地域SOSカード登録システム」、「お茶のみ休憩所」となっています。



○福祉の活動をする人を増やすため取り組んだらよいこととしては、「チラシや機関誌、ポスターなどで、広く参加を呼びかける」が最も多く、次いで「活動の参加につながる講座やイベントなどを開催する」となっています。



○福祉活動に参加してほしい方は、「元気な高齢者」、「定年退職者や子育てが一段落した世代の人」が多くなっています。

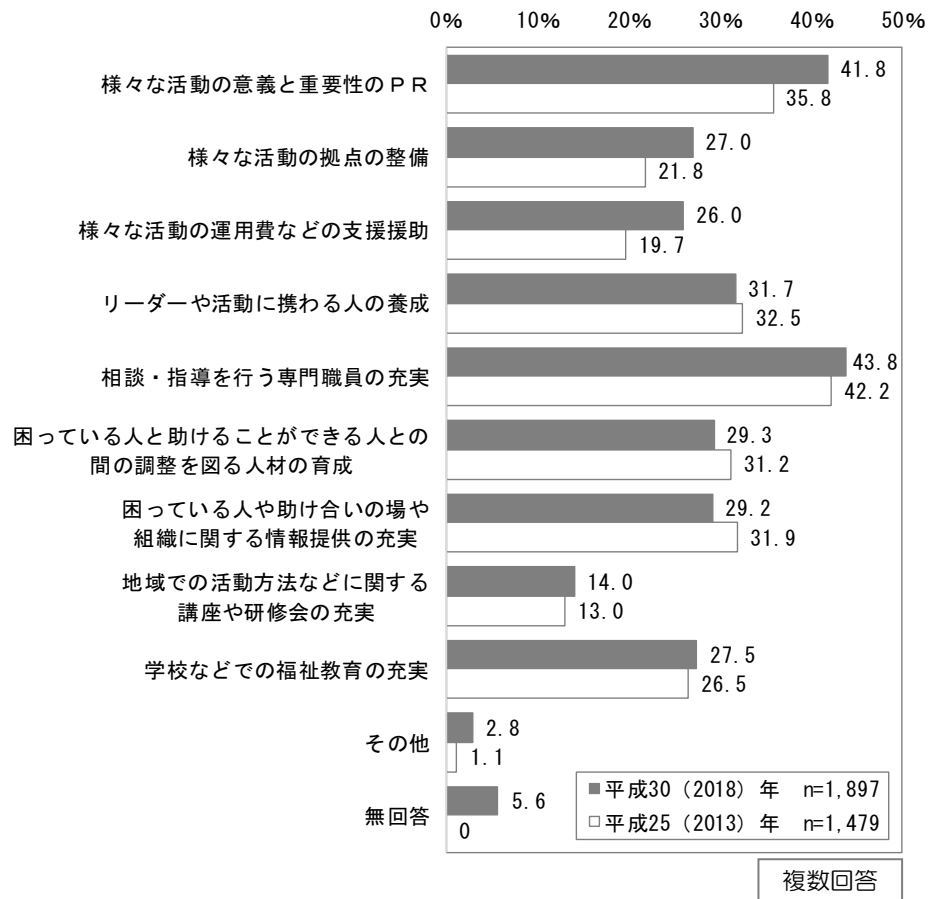


◆社会福祉協議会や校区（地区）福祉委員会での活動、福祉に関することの認知度は、知らない方が多くなっています。認知度を高めるために、住民がわかりやすい情報提供の再検討が必要です。

◆元気高齢者の活用はもちろんのこと若い世代が福祉活動に参加してほしいと思う世代に自ら若い世代も求めており、福祉の活動をする人を増やすためにはイベントなどの開催が有効だと考えている傾向があるため、若い世代が興味を持ち参加できるイベントなどの検討が必要です。また、仕事などで参加しにくい若い世代に対しても、時間をかけずに地域活動ができる取り組みを検討していく必要があります。加えて、すでに活動している地域活動に対する支援をさらに充実させていくことも必要です。

⑤ 今後の地域福祉のあり方について

○今後の地域福祉を推進していく上で重要だと思う取り組みは、「相談・指導を行う専門職員の充実」が最も多く次いで「様々な活動の意義と重要性のPR」、「リーダーや活動に携わる人の養成」が多くなっています。

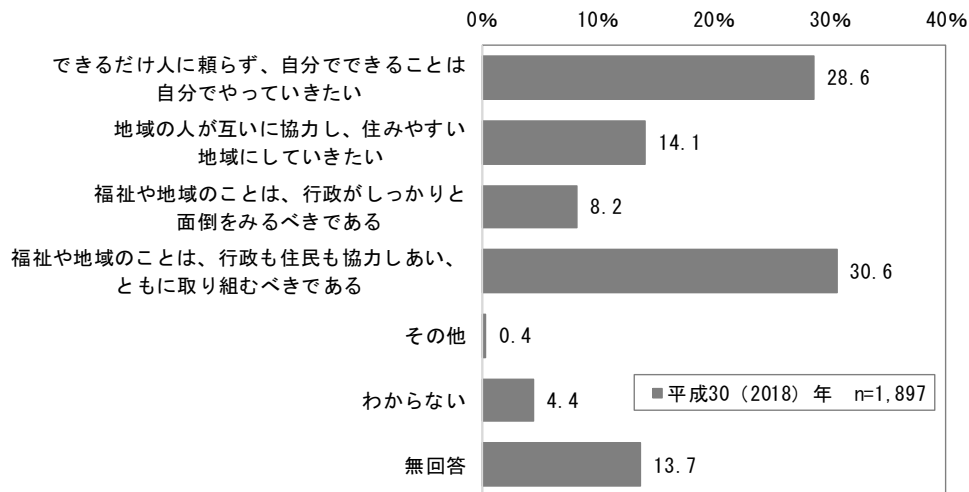


◆地域福祉を担っていく人材の養成が求められています。

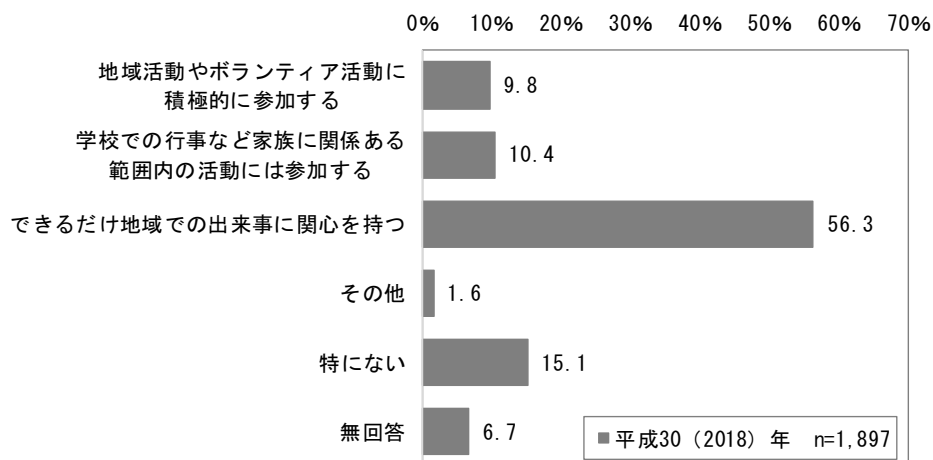
◆子どもの頃からの福祉教育の充実や、若い世代に関心をもってもらうような周知・啓発が必要です。

⑥ 地域共生社会に関することについて

○これからの地域における「福祉」を担う主体については、「できるだけ人に頼らず、自分でできることは自分でやっていきたい」と「福祉や地域のことは、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」が約3割となっています。



○地域住民としてできることは、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」が最も多くなっています。



◆「福祉や地域のことは、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」ということがわかっていながら、なかなか実行できていないことから協働の仕組みづくりが必要です。

⑦ 現在の大東市地域福祉計画の実施状況について

- 現行計画の満足度評価を行いました。
- 「【基本目標１】みんなが安心して暮らせるまちづくり」は、満足度が高くなっているものの、「２．安心のまちづくり」の「不満」が最も多くなっています。
- 「【基本目標２】健康でいきがいのもてるまちづくり」では、「１．一人ひとりがいきがいをもって活躍する場づくり」での「満足」が多くなっています。
- 「【基本目標３】地域の活力あふれるまちづくり」では、「１．地域活動拠点の整備・充実」と「２．社会福祉協議会との連携強化」の「不満」が多くなっています。

⑧ 福祉情報などの広報について

- 広報「だいとう」は、約８割の方が読んでいます。
- 広報「だいとう」で、読みたいと思う分野は、「イベント情報」が最も多く、次いで「市民や地域の話題」、「健康に関すること」となっています。年齢別にみると、若い世代で「イベント情報」、６５歳以上で「市民や地域の話題」が多くなっています。
- 広報「だいとう」以外で、市のお知らせや行事の情報収集に使っているものは、「市ホームページ」が最も多くなっています。

◆先述したとおり、福祉の活動をする人を増やすためにはイベントなどの開催が有効だと考えている傾向があるため、イベントなどの開催を検討し、広報「だいとう」や「市ホームページ」を活用する等の情報提供をしていくことが必要です。

⑨ 自由意見について

- 自由意見「あり」が３６５人の方から４０８件のご意見をいただきました。
- 「情報提供の充実」へのご意見が最も多く、次いで「アンケートへのご意見等」、「高齢者福祉の充実」、「市役所職員へのご意見」が多くなっています。

◆広報「だいとう」をはじめとした「情報提供の充実」を求めることやわかりやすい情報提供を求める声が多いことから情報提供のさらなる充実をしていくことが必要です。また、「アンケートへのご意見等」の中には、“今回のアンケートで知らなかったことを知ることができた”という記述も多くあったため、今後はアンケート調査を周知方法の１つのツールとして活用することも必要です。

◆「高齢者福祉の充実」や「市役所職員へのご意見」、「その他」のご意見の中には、“将来の不安などをどこに相談してよいかわからない”や、“職員がもっと親身になって相談にのってほしい”といった記述も多くあったため、相談体制のより一層の周知・充実が必要です。

3. 事業者アンケート調査結果およびヒアリング調査でのご意見

(1) 調査の概要

大東市地域福祉計画改訂にあたり、市内で地域福祉分野の活動に携わっているボランティアグループ、社会福祉法人、NPO法人などの団体の地域に対する思い、抱えている様々な課題などを把握し、計画づくりにあたっての資料とするため事業者アンケートおよびヒアリング調査を実施しました。

【アンケート調査の方法】

調査名	調査対象者	配布 ・回収方法	配布～ 回収期間
事業者アンケート調査	地域福祉分野等の活動に携わっている団体等	郵送配布 ・回収	平成30(2018)年8月

【アンケート調査の回収状況】

配布数	回収数	総回収率
81票	49票	60.5%

【ヒアリング調査実施団体】

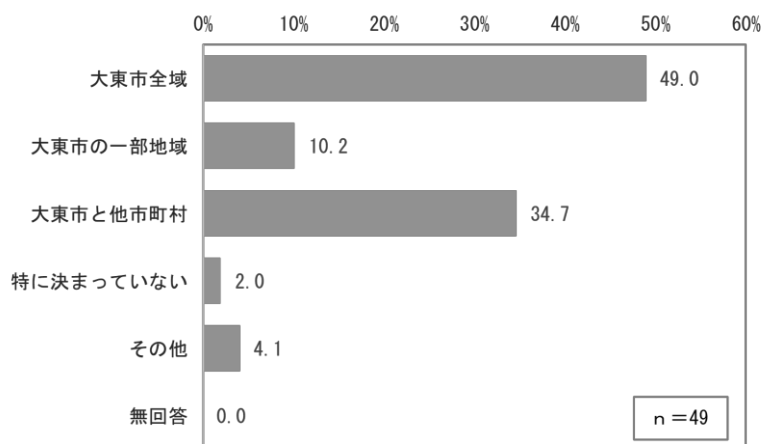
10団体の事業所をヒアリングし、高齢者支援、子育て支援、障害者支援、教育・生涯学習、スポーツ、まちづくり等に係る業種の参加がありました。

(2) アンケート調査の主な結果

① 団体の概要

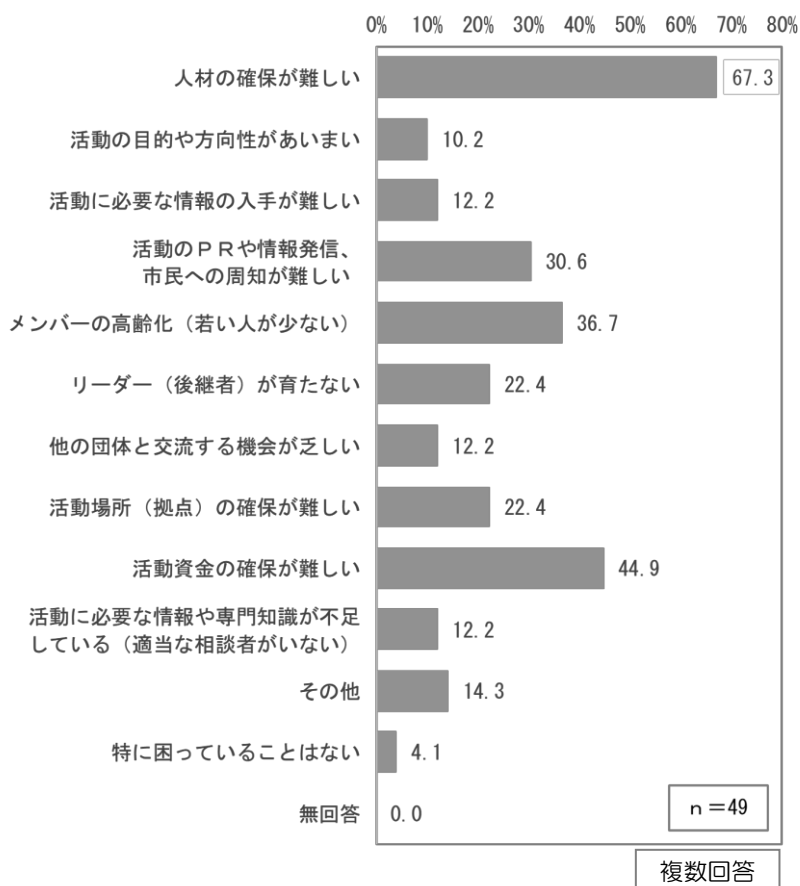
○組織形態は、「NPO法人」が42.9%で最も多く、次いで「社会福祉法人」が34.7%、「ボランティアグループ」が22.4%の順となっています。

○活動範囲は、「大東市全域」が49.0%で最も多く、次いで「大東市と他市町村」が34.7%、「大東市の一部地域」が10.2%と多くなっています。

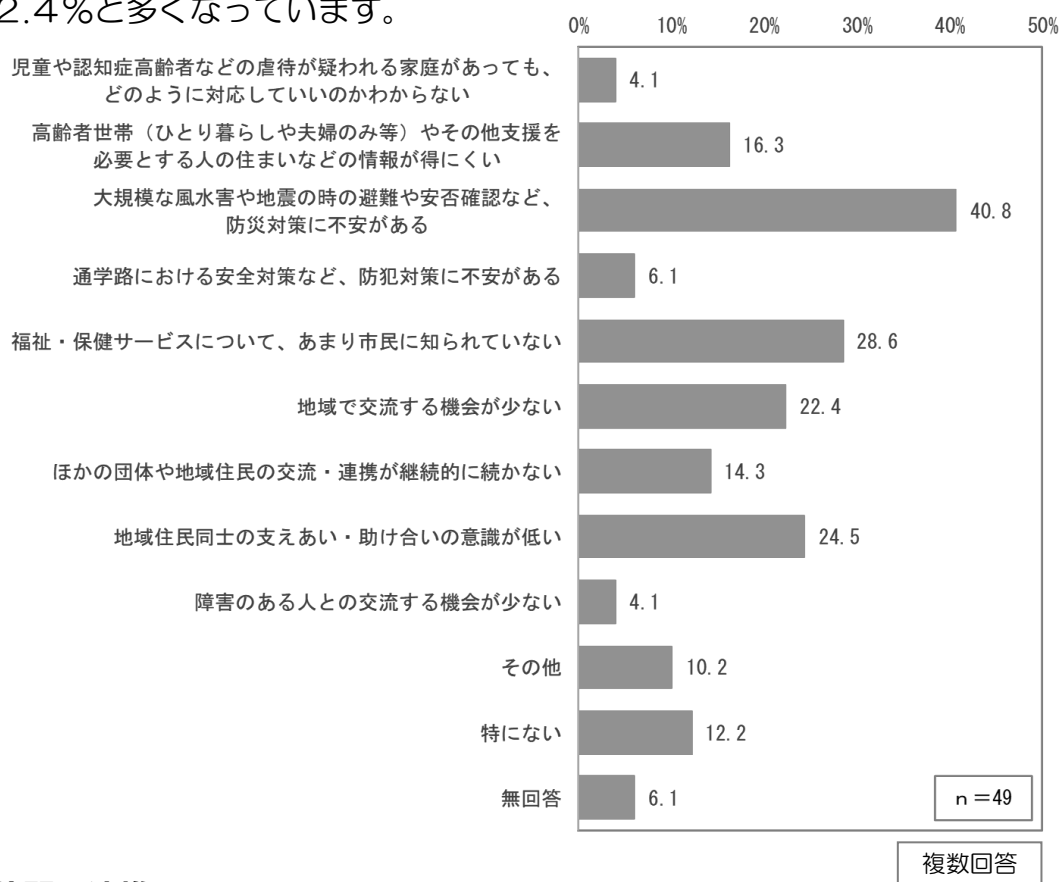


② 団体の運営、課題等について

○活動や運営にあたっての課題については、「人材の確保が難しい」が67.3%で最も多く、次いで「活動資金の確保が難しい」が44.9%、「メンバーの高齢化（若い人が少ない）」が36.7%、「活動のPRや情報発信、市民への周知が難しい」が30.6%と多くなっています。

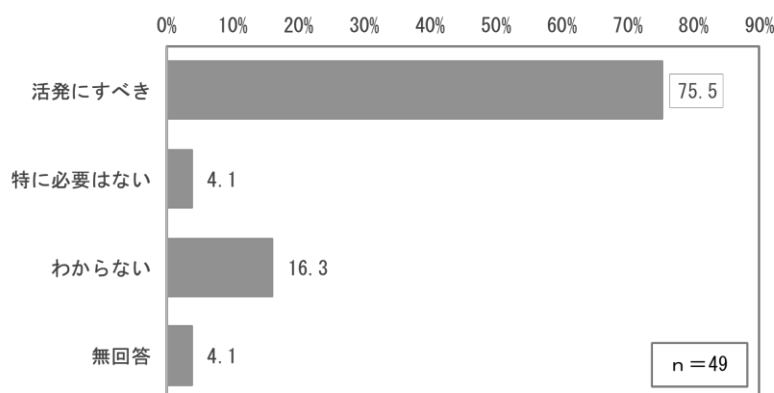


○活動している中で感じている課題については、「大規模な風水害や地震の時の避難や安否確認など、防災対策に不安がある」が40.8%で最も多く、次いで「福祉・保健サービスについて、あまり市民に知られていない」が28.6%、「地域住民同士の支えあい・助け合いの意識が低い」が24.5%、「地域で交流する機会が少ない」が22.4%と多くなっています。



③ 団体間の連携について

○ほかの団体や地域住民等との交流・連携については、「活発にすべき」が75.5%となっています。



(3) ヒアリング調査での主なご意見

① 団体間の連携について

○社会福祉協議会で登録している団体の集まりはあるが、それ以外の集まりはないので集まれる機会があるとよい。

② 若い世代の地域福祉参画について

○壮年層が福祉に興味をもつには福祉教育が必要。

○イベント等での交流の場を増やしていくのがよいのではないか。

○車いすの介助ボランティア等簡単なことからできるボランティアに参加してもらえるようにしていくのがよいのではないか。

○学校、事業所等との連携が必要。

○民間との連携によりキャンドルナイトのようなイベントで大東市を好きになってもらうようにするのはどうか。

○若い人のボランティア意識が高くなるような方法を検討する必要がある。

③ 情報提供等について

○広報「だいとう」を活用し、情報提供をしていくことが必要。

○福祉以外のイベントや駅などいつでも目に留まるところに福祉の情報を置くのはどうか。

○まず福祉を理解していただく情報提供が必要。

○広報「だいとう」等で地域共生社会のアピールが必要。

④ 地域福祉を協働で進めていくためのご意見

○行政も積極的に地域社会に出ていくことも必要。

○コミュニケーションを職場、学校、地域で教えていくような仕組みづくりが必要。

○テレビ番組で地域福祉のヒントになるようなことが取り上げられていたので、オリエンテーション的に利用してはどうか。

○連携するにはイベントで住民を巻き込むことも必要。

○集いの場が必要。

○お祭りなどを通して小さい時からの地域への意識を向けることが必要。

○発達障害等は周りが知識をもつことが必要。PR、宣伝の方法を行政に手助けしてほしい。

○官民協働が必要。

⑤ その他のご意見等

○買い物弱者対策も今後必要ではないか。

○社会参加するためには、移動手段の確保が必要。

○男性のボランティア意識の向上が必要。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市では、第4次大東市総合計画において、まちの将来像を「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」と定め、「一人ひとりの市民がそれぞれの年齢や立場に応じ、自らの暮らしの中に安心感や活力を得ることにより「あふれる笑顔」で日々を過ごし、まちへの誇りと愛着を高め、人生を思う存分実現できるとともに、まち全体が活気と個性、魅力に富み、情報を発信していく器として機能することにより、幸せを享受できるまちであり続けていくこと」をめざしています。

この将来像を受けて、第1期の計画では「支えあいの輪が広がるまち」、第2期の計画では「一人ひとりが主役となる、共に生きる地域社会」、第3期の計画では「みんなで支える 笑顔あふれる地域社会」を基本理念とし、地域福祉の取り組みを推進してきました。

本計画では、前計画に掲げた基本理念を踏襲しながら、“地域社会”という言葉を“地域共生社会[※]”と表現し、本市に関わるすべての人の人権を尊重され、いつまでも笑顔で安心した生活を送れるよう協働のまちづくりをめざします。

【基本理念】

みんなで支える 笑顔あふれる
地域共生社会



[※] 地域共生社会…福祉は支えるものと与えられるものといったように「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる地域社会をいう。

2. 基本的な視点

基本理念「みんなで支える 笑顔あふれる地域共生社会」を実現するため、本計画では、3つの基本的な視点を設定し、この基本的な視点をもって地域福祉の施策を推進します。

【基本的な視点1】「我が事、丸ごと」の意識づくり

「地域共生社会」を実現するためには、福祉分野において、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできるまちづくりをしていく必要があります。

地域福祉を推進していくためには、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が我が事にとらえ、一丸となって解決できるような意識の醸成をめざします。



【基本的な視点2】必要な情報が必要な人に届く仕組みづくり

市民意識調査結果からみた課題や事業者アンケート調査結果およびヒアリング調査でのご意見において、情報提供の充実を求める声が多くありました。

広報「だいとう」や「市ホームページ」、「アンケート調査」等を周知方法の1つのツールとして活用し、情報提供を充実していくことはもちろんのこと、興味を持って福祉情報を収集できるような仕組みづくりをします。

また、本計画や地域共生社会の実現に向けた取り組みをアピールしていくことで「我が事、丸ごと」の意識づくりをめざします。

【基本的な視点3】誰もが暮らしやすいまちづくり

「地域福祉」とは、「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、地域住民と行政と民間事業者とが力を合わせて取り組むまちづくり」のことです。“ふ”だんの“く”らしの“し”あわせを考えることとも言われています。

本計画では、本市のすべての住民の“ふ”だんの“く”らしの“し”あわせを考え、基本的人権を尊重し、年齢や障害等に関わらず、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざします。

3. 基本目標

基本理念を実現するため、3つの基本的な視点を持ち、地域福祉の施策を推進していくために、次の目標を設定します。

基本目標1 みんなが安心して暮らせるまちづくり

核家族化、少子高齢化が進み、単身高齢者や障害者が増加する中、多くの市民が生活についての悩みや不安を抱えています。これらの不安を相談し、必要なサービスを利用できるように、地域における相談機能の充実が必要になっています。

そこで、地域で暮らす誰もが安心して暮らし続けることができるよう、各種福祉サービスの整備を図るとともに、見守り体制や相談体制の充実、権利擁護の推進を図ります。また、災害時や緊急時における災害弱者への支援体制を強化する仕組みづくりを進め、共に生き、支えるまちづくりを進めます。

基本目標2 誰もがいきがいのもてるまちづくり

すべての市民が安心して暮らせる地域にしていけるためには、生涯を通じて、いきがいに満ちた生活を送れるようにすることが大切です。

そのため、地域における仲間づくりに対する支援や生涯学習活動への積極的な参加を促進するとともに、各福祉施策の取り組みの充実を図ります。

基本目標3 地域の活力あふれるまちづくり

地域社会は一人ひとりが豊かな生活を送るための基盤であり、地域住民の安全・安心の確保、快適な生活環境の保全や維持を図る上で、地域の果たす役割は大きいため、地域活動拠点やふれあいの場の整備・充実を進めていく必要があります。

また、住民同士の交流を深めるため、市、自治会、社会福祉協議会、市民活動団体、事業者をはじめとする各種団体の多様な主体が協働・連携して課題に対応することができるネットワークづくりを進めます。

4. 施策の体系

【基本理念】 みんなで支える 笑顔あふれる地域共生社会

【基本的な視点1】 「我が事、丸ごと」の意識づくり

【基本的な視点2】 必要な情報が必要な人に届く仕組みづくり

【基本的な視点3】 誰もが暮らしやすいまちづくり

展開の方向	
【基本目標1】 みんなが安心して暮らせるまちづくり	
施策1 見守りシステムの体制づくり	
①見守り活動の強化	
②身近な相談窓口の充実	
施策2 安心のまちづくり	
①防災対策の充実	
②防犯対策の充実	
③都市基盤の整備	
施策3 各種福祉施策の充実	
①子ども・子育て支援施策の充実	
②障害者支援施策の充実	
③高齢者支援施策の充実	
④その他の福祉施策の充実	
【基本目標2】 誰もがいきがいのもてるまちづくり	
施策1 一人ひとりがいきがいをもって活躍する場づくり	
①地域福祉活動の担い手への支援	
②生涯学習、芸術・文化活動、スポーツ活動の支援	
施策2 心と体の健康づくり	
①健康づくりの推進	
②介護予防事業の充実	
施策3 自立を支える基盤づくり	
①権利擁護事業の推進	
②就労支援の推進	
【基本目標3】 地域の活力あふれるまちづくり	
施策1 地域活動拠点の整備・充実	
①小地域ネットワーク活動の充実	
②ふれあいの場づくり	
施策2 社会福祉協議会の役割	
①地域福祉活動の推進	
②新たな福祉ニーズの把握	
施策3 市民活動団体・ボランティア活動の支援	
①ボランティア活動の支援	
②事業者、市民活動団体のネットワーク化への促進	
③広域的な連携による地域活動の促進	

第5章 地域福祉の展開方向

【基本目標1】 みんなが安心して暮らせるまちづくり

施策1 見守りシステムの体制づくり

【現状と課題】

近年、核家族化に伴う単身世帯や高齢者のみの世帯の増加が進み、住民同士の社会的なつながりが希薄化しています。さらに、高齢者の「孤独死」や高齢者・障害者・児童への虐待など、地域における福祉や生活に関する課題の多様化、複雑化が進んでいます。

市ではこういった課題に対し、市、民生委員児童委員、校区（地区）福祉委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、自治区など、関係機関で情報を共有し、日常の安否確認や見守り活動を実施しており、地域SOSカード登録の推進や、高齢者・障害者・児童への虐待に対する対応を行っています。今後も引き続き見守り活動を推進していくのとあわせ、虐待に対する体制強化が求められています。

また市では、日常生活の悩みや不安を相談できる相談窓口の整備も実施しており、今回実施したアンケート調査では、平成25（2013）年に実施した調査と比べ、家族以外の相談先として「市役所や保健所」を選ぶ方が10ポイント以上多くなっており、市役所の相談窓口を利用される方が増加しています。

アンケート調査において、福祉に関して得たい情報として「利用しやすい相談窓口などの情報」を挙げる方が最も多かったこと、また、自由意見の中で、“将来の不安などをどこに相談してよいかわからない”や、“職員がもっと親身になって相談にのってほしい”といった記述も多くあったため、相談体制のより一層の周知・充実が求められています。

【今後の方向性】

要配慮者の早期発見、早期対応を図るため、関係機関が連携し、地域における見守り・発見・情報機能の強化を図ります。

虐待に対する体制を強化し、虐待の未然防止・早期発見に努めます。

福祉全般について相談できる包括的な窓口を整備し、地域における相談機能の充実を図ります。

【具体的な取り組み ①見守り活動の強化】

取り組み	内 容	担当課
地域ＳＯＳカード登録システムの推進	地域での日常的な安否確認や災害時の避難誘導など見守り活動の充実に努めるとともに、今後、さらなる登録者数の拡大をめざします。	高齢介護室
民生委員児童委員、校区(地区)福祉委員の活動	民生委員児童委員、校区(地区)福祉委員は、声かけや見守り、相談などを行い、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしてきました。今後も地域での活動についての普及・啓発を図り、要配慮者が相談しやすい環境整備を進めます。	福祉政策課 (社会福祉協議会)
虐待防止	高齢者・障害者・児童などの虐待に対し、関係機関と連携し、密な情報共有を行うとともに、啓発活動を行い、虐待の未然防止・早期発見に努めます。	高齢介護室 障害福祉課 子ども室
見守り体制の整備	地域包括支援センターや大東市障害者生活支援センター等による要配慮の早期発見、適切な機関へのつなぎを行い、地域ごとの特性を考慮した見守り体制の強化を図っていきます。 また、災害対策基本法に基づく災害時の避難行動要支援者名簿を活用した要配慮者の避難支援体制の構築を推進させていきます。	高齢介護室 障害福祉課 危機管理室

【具体的な取り組み ②身近な相談窓口の充実】

取り組み	内 容	担当課
相談窓口の強化	何か困ったことが起きた時に、市民がいつでも気軽に相談できるよう、相談体制を強化し、相談窓口の認知度の向上に努めます。 さらに、相談窓口ごとの連携を強化し、どの窓口にも相談しても問題解決のために必要なサービスにつなぐことができるよう助言、援助の強化を図ります。	福祉政策課 (社会福祉協議会) 子ども室 障害福祉課 高齢介護室 地域保健課 戦略企画室 人権室
相談支援機関の連携	相談支援機関がネットワーク会議や地域ケア会議等の各種検討会議を開催し、情報共有や課題を解決するための対策を強化します。 多様な市民ニーズを的確に把握し、ワンストップで支援ができる体制づくりを推進します。	福祉政策課 (社会福祉協議会) 障害福祉課 高齢介護室 地域保健課 人権室

【目標値】

内 容	実績	実績 年度	目標値 (平成35(2023)年度)
地域SOSカード登録者数	7,384人	29 (2017)	12,000人(見込)
健康や福祉に関する相談先として 市役所や保健所を選ぶ割合	40.3%	30 (2018)	50%(見込)
「地域SOSカード登録システム」 を知っている割合	24.9%	30 (2018)	50%(見込)

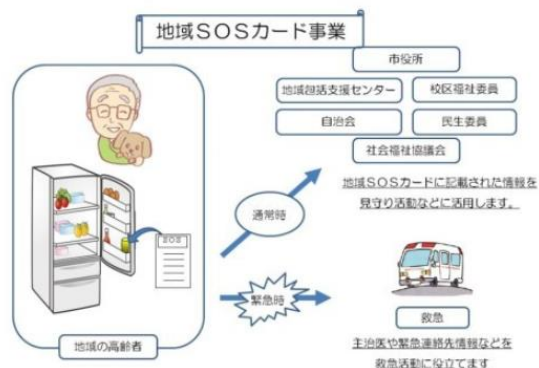
★福祉情報★

●地域SOSカード登録システム

援護や支援を必要とする高齢者などに、緊急連絡先や主治医、関係しているサービス機関など緊急時に必要な情報をカードに記入し、登録してもらうものです。このカードを、本人・地域の見守り機関・市がそれぞれ保管し、日常的な安否確認や見守り、非常事態への対応などに役立てます。

＊対象者は、

- ① 65歳以上の単身高齢者
- ② 75歳以上高齢者夫婦のみの世帯
- ③ 昼間独居となる高齢者がいる世帯



(大東市ホームページより)

●身近な相談支援機関

安心・いきいきネット相談支援センター【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）】	支援を必要とするすべての人を相談対象とし、質問や疑問、困りごとを伺い、相談内容に応じた支援先につなぎます。また、地域を基盤とした支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスの開発や、行政との関係調整も行います。
地域包括支援センター	介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるよう対応しています。
障害者相談支援事業所	障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援し、自立と社会参加を図るための仕組みづくりを行っています。
民生委員児童委員	地域での困りごとや生活に関する相談に応じ、助言その他の援助などを行っています。
校区（地区）福祉委員	小地域ネットワーク活動として見守りやサロンなど地域の活動を行っています。
家庭児童相談室	本人または保護者から、18歳未満の子どもに関する相談に対応し、子どもの健全な養育・福祉の向上を図っています。

社会福祉協議会	誰もが安心して暮らせる地域福祉を推進するために、地域の皆さんやボランティア、福祉・保健・医療などの関係機関・団体の協力を求めながら実践していく公共性の高い民間の非営利団体です。
人権文化センター	自主事業や市民の貸室利用など、地域交流の促進により、人権啓発をはじめとする福祉・生涯学習の充実を図るとともに、総合的な相談体制を整備することにより、人権問題の解決など市民のセーフティーネットとしての役割も担う施設です。
生涯学習センター アクロス内 「女性の悩みなんでも相談」	女性が抱える様々な悩みについて、フェミニストカウンセラーが一人ひとりに寄り添いながら、問題の解決に向けて相談に応じています。
ネウボランドだいとう (子育て世代包括支援センター)	子育て世代が安心して子どもを育てられるよう、保健師、助産師、保育士等のコーディネーターやスクールソーシャルワーカーが、妊娠期から子どもが概ね18歳になるまでの子育ての不安や悩みに向き合い、アドバイスを行っています。

●大東市の虐待防止

【高齢者の虐待防止の啓発】



◆ 相談窓口 ◆

大東市保健医療部高齢介護室

大東市基幹型地域包括支援センター

東部地域包括支援センター

西部地域包括支援センター

南部地域包括支援センター

北部地域包括支援センター

【障害者の虐待防止の啓発】



大東市では、「大東市障害者虐待防止センター」を設置し、障害者虐待の早期発見、被虐待者および虐待者への支援、虐待に関する啓発活動に取り組んでいます。

大東市障害者虐待防止センター
(大東市基幹相談支援センター内)

(大東市ホームページより)

【子どもの虐待防止の啓発】



虐待を発見したり、虐待が疑われる時の通告・相談先
平日(9:00~17:30)
子ども室子ども支援グループ
(家庭児童相談室)

夜間・休日(通告専用)
大阪府子ども家庭センター

(大東市ホームページより)

施策２ 安心のまちづくり

【現状と課題】

平成２３（２０１１）年３月に発生した東日本大震災以降、災害時の対応に関して多くの福祉課題が見い出され、避難所における要配慮者の支援方策等、様々な整備がなされています。本市においても平成３０（２０１８）年７月の集中豪雨や８月の台風２１号による被害が相次いでおり、アンケート調査においても、日頃の生活での悩みや不安として最も多かったものは「地震や火事など災害のこと」となっているため、災害時の対応の強化が求められています。

また、防犯の面からも大阪府の犯罪率は、常に上位にあります。近所づきあいの状況をアンケート調査の結果でみると、「あいさつ程度がほとんど」が最も多くなっていますが、「会えば親しく話をする人がいる」も約４割となっています。日頃からの地域での関わりがあることは、犯罪の抑止にもつながります。今後も、地域住民同士のつきあいを密にし、防犯対策を高めていくことも重要です。

安全・安心なまちづくりのためには、交通手段の充実やバリアフリー化の推進も重要な要素です。依然として市内にも交通不便、空白地域が存在しており、高齢者、障害者、子ども等交通弱者にも社会参加がしやすい環境づくりが求められています。また、道路や駅、公共施設などのバリアフリー化や誰もが利用しやすい生活関連施設の環境整備についても推進していく必要があります。市では毎年「大東市バリアフリー基本構想協議会」を開催し重点整備地区内におけるバリアフリー化を推進しています。今後も、市におけるバリアフリー化を引き続き推進していく必要があります。

【今後の方向性】

安心して安全に生活を送るため、地域の避難訓練、防災訓練等の充実化を図り、日頃からの取り組みや備え、対策を行い、防犯・防災意識の向上を図ります。

都市基盤の強化を図り、交通ネットワークや住宅・住環境の整備に努めます。

【具体的な取り組み ①防災対策の充実】

取り組み	内 容	担当課
防災体制の整備	災害時や地震発生後の災害対策本部の立ち上げから、職員の参集、救出・救助活動や避難所開設などの初動体制の確立を図るため、市役所内で防災訓練を行い、災害対応力の向上を図っていきます。 また、自主防災組織、関係機関等との連携を強化し、災害時に迅速に対応できる体制づくりを強化していきます。	危機管理室
避難体制の整備	防災マップの作成、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿制度の普及に努め、市、地域、各種関係機関等が連携し、災害時における逃げ遅れゼロの街づくりを推進します。	危機管理室

【具体的な取り組み ②防犯対策の充実】

取り組み	内 容	担当課
防犯環境の整備	地域住民が安心・安全に暮らし、本市全体の犯罪発生を抑止につなげるため、防犯灯や防犯カメラの設置支援などの環境整備を図ります。	生活安全課

【具体的な取り組み ③都市基盤の整備】

取り組み	内 容	担当課
交通ネットワークの整備	社会参加、地域とのつながりをもちながら生活できるよう、既存の交通手段を活用しつつ、地域全体の公共交通について再検討し、市民ニーズに応じた多様な交通ネットワークの整備に努めます。	交通対策課
交通安全の啓発	高齢者や障害者などの交通事故を防ぐよう、交通安全に対する意識や知識を深めるため、交通安全に対するイベントや教室を通じた啓発や学習などを推進します。	生活安全課
バリアフリー化の促進	地域住民が利用する公共施設のバリアフリー化を促進し、誰もが安全に安心して社会参加できる環境整備を図ります。	住宅都市政策課
住宅・住環境の整備	安全で安心して生活できる住宅・住環境整備に努めます。	住宅都市政策課
高齢者・障害者の住まいの確保	「Osakaあんしん住まい推進協議会」に参加し、各機関と連携をすることで、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる住まいの場を確保できるよう努めます。	住宅都市政策課

【目標値】

内 容	実績	実績 年度	目標値 (平成35(2023)年度)
自主防災組織結成数	49組織	29 (2017)	51組織(見込)
防犯灯設置数	7,262本	29 (2017)	7,382本(見込)
道路バリアフリー化率(生活関連 経路)	69.7%	29 (2017)	100% (平成32(2020)年度)

★福祉情報★

●大東市の防災対策

【大東市総合防災マップ】

大東市では「大東市総合防災マップ」を作成し、災害への備え、各種災害時のハザードマップ等の情報を掲載しています。



【大東市地域防災計画】

「大東市地域防災計画」を策定し、本市の災害予防、災害応急対策および災害復旧に関して定めています。



(大東市ホームページより)

【自主防災組織】

自主防災組織とはあらかじめ自治会や町内会などの地域の中で災害時の役割を決めておき、災害時に防災活動を行う組織です。

大東市では平成30(2018)年4月現在、49地区で自主防災組織が結成されています。

活動内容

平常時の活動

防災知識の普及・高揚
地域内の安全点検 など

災害時の活動

負傷者の救出、救護
避難誘導 炊き出し など



(大東市ホームページより)

【市民の皆さんの防災対応マニュアル】

大東市では、大規模災害時に市民の皆さんにご活用いただけるよう、市民向けマニュアルを作成しています。



(大東市ホームページより)

●大東市コミュニティバス

大東市では、市民交通の利便性を図るため、コミュニティバスを運行しています。車いすの乗客（2台まで乗車可能）も、そのまま乗降できるように、障害者や高齢者にもやさしいステップリフト付きのバリアフリー対応車です。地域に密着した市民交通を担う、住民にも地域にもやさしいコミュニティバスをめざします。



（大東市ホームページより）

●大東市のバリアフリー対策

【大東市バリアフリー基本構想】

大東市では「大東市バリアフリー基本構想」を策定し、市内のバリアフリー整備を進めています。



【バリアフリーマップ】

大東市では「バリアフリーマップ」を作成しています。マップには、各駅および市役所周辺施設のバリアフリー設備情報を掲載しています。



（大東市ホームページより）

施策３ 各種福祉施策の充実

【現状と課題】

地域には、子どもや高齢者、障害のある方や外国人など、様々な方が暮らしています。地域社会において、すべての市民が安全に安心して暮らし、いきがいを実感できるよう、住みよい生活環境を整えることは大切なことです。

しかし近年、個々人が抱える福祉課題が複雑化しているため、求めるニーズも多様化し、これまでのセーフティーネットでは救い上げられない部分があることが問題視されています。また、複合的な問題に対しサービスが総合的に提供されず、制度の狭間で苦しむ方も少なくありません。

地域で発見された生活課題を把握・共有し、関係機関や専門家がしっかりと連携して課題解決につなげ、すべての住民が安心して暮らせるまちづくりのために、福祉施策を充実させていくことが重要です。

【今後の方向性】

様々な困難を抱えるすべての市民それぞれに、必要な支援が届くよう、各種福祉施策の充実を図ります。

【具体的な取り組み ①子ども・子育て支援施策の充実】

取り組み	内 容	担当課
子育てネットワークの推進	子育てに対する不安の解消と子育て世代が安心して働き、暮らせる環境づくりを進めるため、認定こども園への移行や、小規模保育事業の導入等地域子育て資源の拡大に努め、地域における子育て環境の向上を図ります。	子ども室
保育所・認定こども園・幼稚園・小学校の連携	保育所、認定こども園、幼稚園、小学校の連携を強化し、スムーズに小学校への入学ができる基盤づくりを推進します。	子ども室 教育委員会
情報提供の充実	子育て支援サービスの必要な情報がいつでも市民に届くよう、情報提供体制の充実を図り、子育て施策の周知を強化します。	子ども室
子育て拠点の充実	各子育て支援・施設における、様々なイベント・ふれあい活動および相談事業を通じて、子どもが健やかに育っていくための環境づくりを充実させ、ネウボランドだいとう（子育て世代包括支援センター）・子育て支援センターとの連携により、安心して子育てのできる街づくりに努めます。	子ども室
地域住民との交流	学校行事や保育所での園庭開放を通じて地域住民との交流を図ります。	子ども室 教育委員会

【具体的な取り組み ②障害者支援施策の充実】

取り組み	内 容	担当課
差別解消・権利擁護の推進	障害のある人への理解を深め、人権を尊重する意識と福祉の意識を育むための啓発の充実を図ります。 また、障害者に対する虐待防止および差別の解消に向けて取り組むとともに障害のある人の日常生活上の権利擁護についての取り組みの充実を図ります。	障害福祉課

取り組み	内 容	担当課
相談支援・情報提供の充実	障害のある人の障害の特性や多様なニーズ等に応じて必要な障害福祉サービス等が適切に利用できるよう、相談支援および情報提供の充実を図ります。 大東市障害者総合支援協議会において、関係機関の連携によるネットワークを構築していきます。	障害福祉課
地域生活支援拠点等の整備	障害のある人も住み慣れた地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等について、大東市障害者総合支援協議会の意見を聴きながら、整備していきます。	障害福祉課

【具体的な取り組み ③高齢者支援施策の充実】

取り組み	内 容	担当課
生活環境の整備	バリアフリーの推進や移動手段の確保、防犯・防災対策を推進し、高齢者にとって暮らしやすい地域環境の整備を進めていきます。また、当事者だけでなくその家族にとっても安心して暮らすことのできる環境の構築を進めていきます。	高齢介護室 生活安全課 住宅都市政策課
社会参加の促進	高齢者がいつまでもいきいきとして暮らしていくために、高齢者の持っている技能を社会において活かし、高齢者による生活支援や就業対策の推進も図り、高齢者の社会参加を促していきます。	高齢介護室
尊厳を守る権利擁護の推進	市民への啓発を通じた認知症への理解促進に取り組むとともに、権利擁護による高齢者の意思の尊重、および高齢者に対する不当な虐待の防止など、高齢者の尊厳を守るための取り組みを進めていきます。	高齢介護室

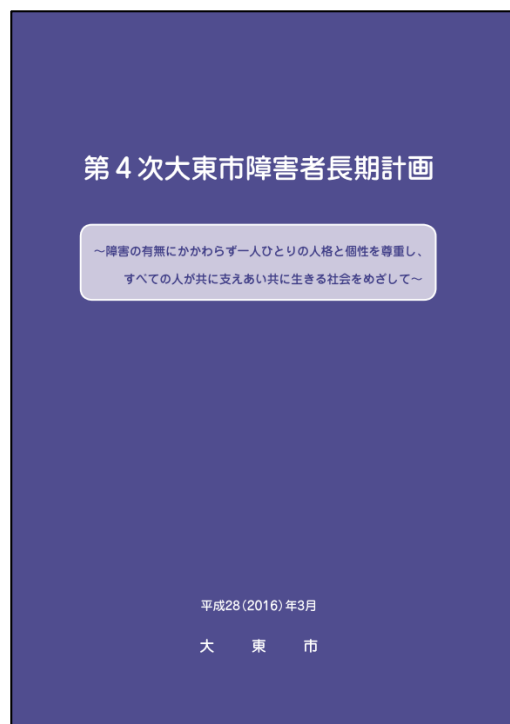
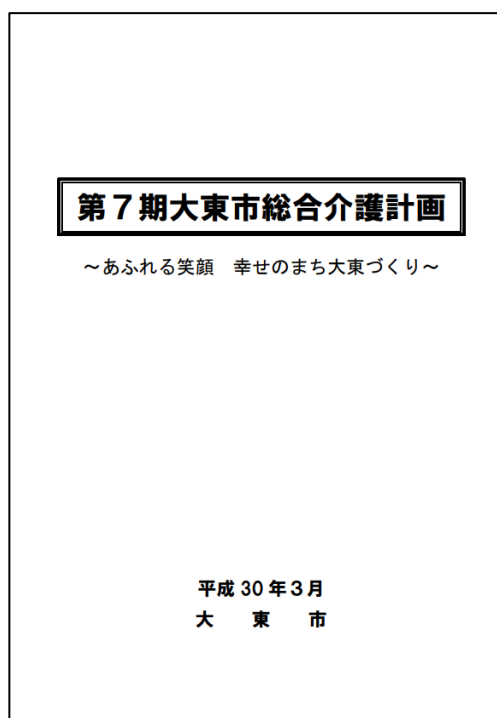
【具体的な取り組み ④その他の福祉施策の充実】

取り組み	内 容	担当課
生活困窮者への支援の実施	生活困窮者を対象に相談支援を実施し、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。 また、「大東市総合就労支援事業」（くらしサポート大東）として、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。	福祉政策課
「共生型サービス」の充実	介護保険と障害者福祉の両方を担う「共生型サービス」が創設されました。共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険サービスが利用できます。 対象となるサービスは「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「短期入所生活介護（予防を含む）」「小規模多機能型居宅介護（予防を含む）」「看護小規模多機能型居宅介護」です。	障害福祉課 高齢介護室
人権課題に対する相談体制の充実	人権室における相談業務に加えて、北条および野崎人権文化センターを拠点に総合相談を実施しています。市民のセーフティーネットとして、人権・生活・就労・進路など様々な相談への対応強化とともに、出張相談やフォローアップ（相談対応後の訪問確認）、寄り添い相談（関係機関への同行）、ケース検討会議の実施など、相談体制の充実を図ります。	人権室

★福祉情報★

●大東市各種福祉関連計画

大東市では、様々な福祉関連計画を策定し、福祉の充実を推進しています。地域福祉計画はこれらの計画と整合性を取って策定しています。



(大東市ホームページより)

【基本目標2】誰もがいきがいのもてるまちづくり

施策1 一人ひとりがいきがいをもって活躍する場づくり

【現状と課題】

いきがいをもって生活することは、充実した人生を送るためには重要であり、住み慣れた地域の中で、いきがいをもって充実した生活を送りたいという願いを実現するためには、市民、行政、関係団体、事業者など、多様な主体による地域での支え合いが必要となります。また、「団塊の世代」が退職年齢に達し、新たに地域の一員として入ってきており、住民が地域での活動を通じて自己実現をしたいというニーズは高まってきた傾向にあります。

アンケート調査において、地域で行われている活動や行事などの参加状況は、平成25（2013）年に実施した調査と比べ大幅な変化はありませんでしたが、地域で行われている活動や行事などが、地域でもっと活発に行われるために大切なことでは、「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」が最も多く、次いで、「住民同士が困った時、今以上に助け合える関係をつくる」も4割以上と多くなっており、地域住民の関係性を築くことが、地域活動の参加につながり、いきがいのもてる生活につながると考えられます。

生涯にわたり学習活動やスポーツ、文化活動を通じて喜びやいきがいを得るとともに、それらによって身につけた知識や技術に加え、これまで培ってきた経験を地域活動においても十分に活かすことができる地域での体制づくりや環境の充実を図ることが求められています。

【今後の方向性】

生涯学習、芸術・文化活動、スポーツ活動を行う機会の充実を図り、環境整備を実施します。

個人の経験を活かして地域での活動や各種ボランティア活動に参加してもらえよう、体制づくりや環境の充実を推進します。

【具体的な取り組み ①地域福祉活動の担い手への支援】

取り組み	内 容	担当課
いきがいづくりの推進	地域の困りごとを住民が担い手となって支援する「生活サポート事業」をはじめとした、誰もが自らの知識や技術・技能を発揮して、地域活動やボランティア活動等に参加し、地域の担い手として活躍することができるいきがいづくりを推進します。 福祉有償運送サービス等の、移動が困難な障害のある人に対する移動支援を実施し、外出のための支援の充実を図り、社会参加する機会の促進に努めます。	高齢介護室 障害福祉課

【具体的な取り組み ②生涯学習、芸術・文化活動、スポーツ活動の支援】

取り組み	内 容	担当課
生涯学習の充実	大東シニア総合大学において高齢者の学習意欲の向上を図ります。 市民が自主的に学習を進めることができるよう、生涯学習に関する情報提供の実施や相談機能の充実を行い、生涯学習活動の活性化を図ります。さらに人材登録バンク等を用いた学習成果の活用機会創出に努めます。	戦略企画室 環境課 地域保健課 生涯学習課 人権室 自治推進室
芸術・文化活動の推進	芸術・文化活動に親しむ機会の充実をめざすとともに、高齢者や障害者が気軽に参画できる環境づくりに努め、高齢者や障害者のいきがいや仲間づくりを推進します。	生涯学習課
スポーツ活動の推進	気軽にスポーツに親しむことができる環境の整備を進め、スポーツ施設の機能強化を図り、スポーツ活動を通じた健康の増進と体力の向上、いきがいづくりを推進します。	スポーツ振興課

★福祉情報★

●大東市における福祉・生涯学習・文化活動・スポーツ活動

大東市には、多くの生涯学習や文化活動のための施設があり、学びや芸術文化にふれる拠点として利用されています。また、多くの生涯学習事業に取り組み、皆さんの充実した生活の実現をめざしています。

①総合福祉センター

相談事業や機能回復訓練等の福祉事業を行う施設でもあります。福祉活動拠点としても利用される市民のための福祉の総合施設です。

【主な事業内容】

- ・機能回復訓練事業・相談事業
- ・障害者創作的活動教室
- ・健康体操・ニュースポーツ
- ・抹茶接待・入浴サービス



(総合福祉センターホームページより)

②いいもりぷらざ（北条コミュニティセンター）

大東市の東部に気軽に交流できる地域福祉交流ルームとスポーツを通じて健康づくりを行う体育館・グラウンドの複合施設です。



(北条コミュニティセンターホームページより)

③北条人権文化センター

誰もが利用でき、ふれあい、つながることのできる場所で、地域の特性を活かした人権啓発活動や、地域住民や大東市全域に向けた交流事業を実施したり、各種団体との連携を深め、地域ネットワーク、地域社会の形成を図るべく、様々な事業を実施し、様々な用途でご利用いただけるように貸室も行っています。



(北条人権文化センターホームページより)

④野崎人権文化センター

人権啓発活動や地域交流・生涯学習・福祉・生活相談など、市民の皆様に活用いただける施設です。また、様々な用途で利用いただける貸室も行っています。

地域のふれあい・交流の場となるよう様々な活動に取り組んでいます。



(野崎人権文化センターホームページより)

老人福祉施設

(北条老人憩の家・野崎老人憩の家・諸福老人福祉センター)

高齢者の方が健康の増進や教養の向上のために利用したり、気軽に集まり趣味やレクリエーションを楽しめる施設です。

【施設の利用対象者と利用方法】

- ・大東市在住で60歳以上の方なら無料でご利用いただけます。
- ・利用するには各施設とも登録が必要です。(使用証の発行をします。)
- ・北条老人憩の家・野崎老人憩の家の2施設では入浴サービスが利用できます。(施設によって曜日・時間が違います)

⑤諸福老人福祉センター



⑥北条老人憩の家



⑦野崎老人憩の家



⑧総合文化センター（サーティホール）

コンサートや演劇など市民の皆さんによる文化活動の発表や、大東市文化協会による催し物など、年間を通して様々なイベントが行われています。

【施設】

- ・文化ホール
- ・市民ギャラリー
- ・公民館
- ・中央図書館



大東市立 文化ホール（サーティホール）



大東市立 公民館

(大東市ホームページ・総合文化センターホームページより)

生涯学習ルーム

市民の皆さんの自発的な学習を支援する生涯学習施設です。

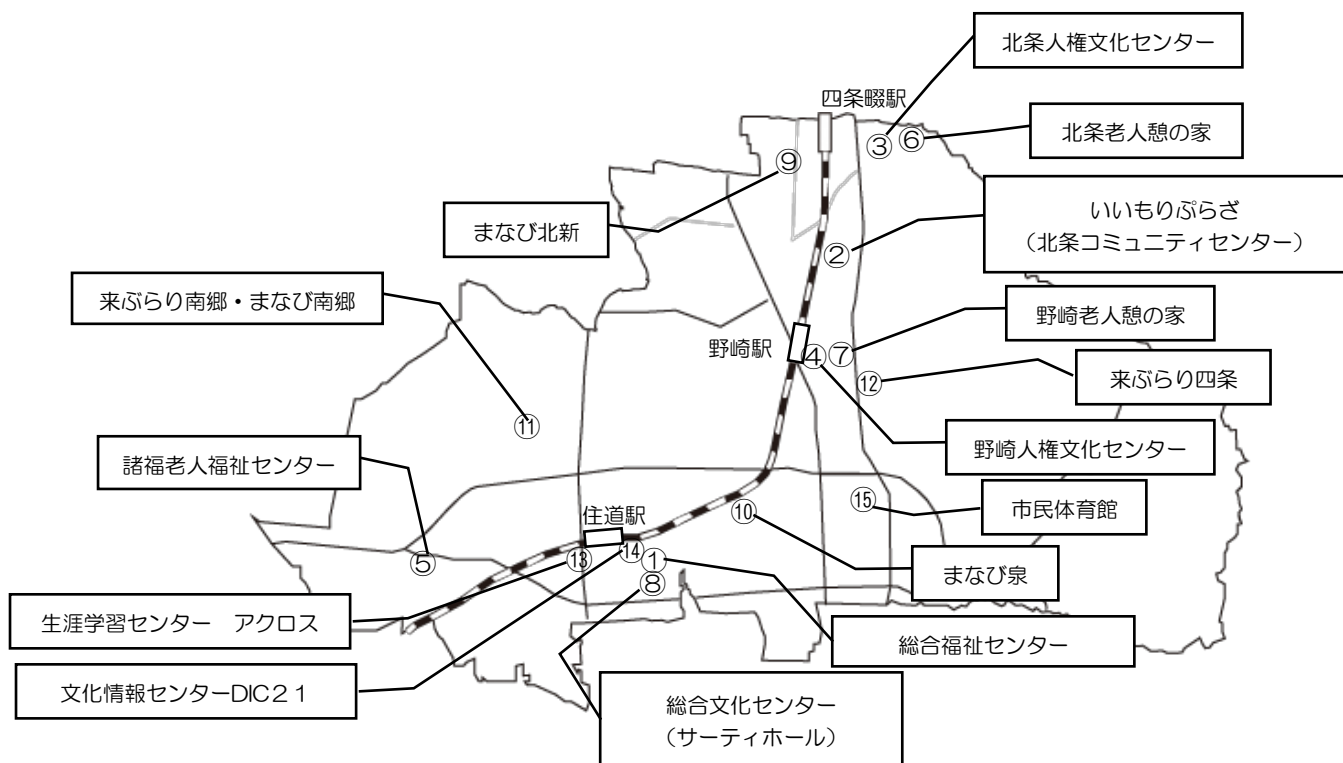
【施設】

- ⑨まなび北新
- ⑩まなび泉
- ⑪まなび南郷

(大東市ホームページより)

⑪来ぶらり南郷 南郷公園の隣にある児童書の充実した西部図書館と生涯学習ルーム「まなび南郷」の複合施設です。工作教室や映画の上映会等、大人向けのイベントも開催しています。	⑫来ぶらり四条 旧四条小学校を活用して設けられた施設で、歴史とスポーツふれあいセンター（歴史民俗資料館・四条体育館・四条グラウンド・ふれあいルーム）と、歴史に関する資料が充実した東部図書館の複合施設です。
⑬生涯学習センター アクロス 学習の機会や情報提供、市民活動や人的ネットワークの支援など幅広い生涯学習ニーズに応じます。 （大東市ホームページより）	⑭文化情報センター D I C 2 1 コンサートや映画上映など、各種イベントを自主開催できます。また、定期的に大東市主催の事業も行っています。 （大東市ホームページより）
⑮市民体育館 市民のスポーツ振興と体力・健康の保持、増進を図ると共に、市民相互の心の触れ合いの場として広く活用して頂くために、貸館事業の他、自主事業として各種スポーツ教室を実施しています。 【施設構成・利用種目等】 （１）大体育室：卓球、各種武道、各種ニュースポーツ、体育教室・講座など （２）小体育室：各種武道、卓球、体育教室・講座など （３）トレーニング室：各種トレーニング （大東市ホームページ・大東G T Gホームページより）	

【大東市内の福祉・生涯学習・文化活動・スポーツ活動施設地図】



【大東市内の福祉・生涯学習・文化活動・スポーツ活動施設一覧】

①総合福祉センター
②いいもりぷらざ（北条コミュニティセンター）
③北条人権文化センター
④野崎人権文化センター
老人福祉施設（⑤諸福老人福祉センター・⑥北条老人憩の家・⑦野崎老人憩の家）
⑧総合文化センター（サーティホール）
生涯学習ルーム（⑨まなび北新・⑩まなび泉・⑪まなび南郷）
⑫来ぶらり南郷
⑬来ぶらり四条
⑬生涯学習センター アクロス
⑭文化情報センター DIC 21
⑮市民体育館

施策2 心と体の健康づくり

【現状と課題】

すべての市民が健康に生活していくためには、日頃から健康への関心を持ち、継続的に健康づくりに取り組んでいくことが重要です。また、日頃から健康診査を受け、自分の健康状態を把握しておくことも大切です。市では、「大東元気でまっせ体操」や「エンジョイウォーク事業」の実施をはじめとした、健康づくりへの取り組みを行っており、健診や健康測定会を実施し、自身の健康への意識が向上するよう努めています。今後も市民が自身の健康づくりに取り組めるよう、疾病の予防、早期発見、早期治療へつなげていける事業や介護予防事業の実施および啓発の推進に努めます。

さらに、健康に生活していくためには、心の健康も不可欠です。アンケート調査において、最近6ヶ月間に「死にたい」と思うほどの悩みやストレスを感じたことがある方は1割弱にとどまりましたが、自殺対策について、「知っているものはない」という方が約3割いることもあり、心の健康を保つための事業や、自殺減少のために重要な事業を推進していくことが必要です。

【今後の方向性】

市民が自身の体と心の健康づくりに取り組めるよう、地域社会や日常生活において環境の充実を図るとともに、疾病予防に取り組み、早期発見、早期治療へつなげていける事業実施および啓発を推進します。

また、心に悩みを抱えている人の相談体制を図るとともに、関係機関と連携を図り、本市の自殺対策の方向性を示す「大東市自殺対策計画」を推進し、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざします。

【具体的な取り組み ①健康づくりの推進】

取り組み	内 容	担当課
特定健診・特定保健指導の推進	健康診査などの受診率の向上に努め、疾病の早期発見・早期治療をめざします。メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導の徹底を図り、生活習慣病の予防に努めます。	地域保健課
地域での健康づくり	地域のボランティア団体や大東シニア総合大学健康学部卒業生による健康づくりの団体と協働し、支援しながら、地域の健康づくりを総合的に推進していきます。	地域保健課
健康づくりの啓発	健康測定会やエンジョイウォーク事業など、気軽に誰でも参加できるような健康づくりに関する事業を実施し、健康管理に関する意識啓発を図ります。	地域保健課
心の健康づくり	心に悩みを抱えている人の相談体制を整え、関係機関と連携を図り、心の健康づくりに努めます。 また、関係機関と連携を図り、心に悩みを抱えている人の相談体制を整え、「大東市自殺対策計画」との整合性も図りつつ、心の健康づくりに努めます。	地域保健課
医療体制の充実	医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携を図り、市民の健康維持を促進するため、健（検）診体制の充実や小児医療の充実に努めます。	地域保健課

【具体的な取り組み ②介護予防事業の充実】

取り組み	内 容	担当課
介護予防事業の充実	高齢者のいきがいや自己実現のための取り組みを支援し、要支援・要介護状態にならないよう、「大東元気でまっせ体操」や交流の場を徒歩圏内に設立し、介護予防事業の充実を図ります。	高齢介護室
相談体制の整備	市役所および地域包括支援センターでの介護予防に関する相談体制の整備を図り、介護予防相談会の開催による介護予防に対する意識づけを行います。 状態に応じた様々なサービスの切れ目ない提供と、相談者へのフォロー体制の充実を図ります。	高齢介護室
介護予防の啓発	全戸配布した「高齢者のための暮らしの情報紙」を活用し、高齢者のみならず全年齢の住民に介護予防への理解促進を図ります。 介護予防相談会や介護予防派遣講座等を実施し、介護予防の啓発に努めます。	高齢介護室

【目標値】

内 容	実績	実績 年度	目標値 (平成35(2023)年度)
大東元気でまっせ体操グループ数	109グループ	29 (2017)	175グループ (見込)
エンジョイウォーク登録者数	5,188人	29 (2017)	6,300人 (見込)
5がん検診受診者数	13,055人	28 (2016)	16,000人 (見込)
自殺対策に関係のある言葉で知っているものがない割合	27.3%	30 (2018)	20% (見込)

★福祉情報★

●大東市で実施している健康診査・各種検診

健康診査の種類	内容
大腸がん検診	問診、便潜血反応検査（注）カメラ検査ではありません
胃がん検診	問診、胃部レントゲン直接撮影（バリウム検査） （注）カメラ検査ではありません
乳がん検診 （マンモグラフィ）	問診、視触診、レントゲン検査 （注）乳がんエコーは実施していません
子宮頸がん検診	問診、視診、細胞診、内診 （注）子宮体がん検診は実施していません
肺がん検診	問診、胸部レントゲン直接撮影（必要な人は喀痰検査）
特定健康診査 （国保加入者）	問診、診察、身体計測、血圧測定、血液検査等
40歳未満健康診査	問診、診察、身体計測、血圧測定、血液検査
肝炎ウイルス検診	問診、HBS抗原検査、HCV抗体検査
ピロリ菌抗体検査	血液検査（免疫学検査（抗ヘリコバクターピロリIgG抗体））
骨粗しょう症検診	問診、レントゲンで前腕骨の骨密度測定
成人歯科健診	問診、歯周疾患検査 他

※詳しい内容は大東市ホームページにてご確認ください。

（大東市ホームページより）

●エンジョイウォーク事業

大東市では、「いつでも」「どこでも」「だれでも」できるウォーキングを推奨しています。ふだんから、体を動かすことで、様々な病気のリスクを下げることができ、さらに美容と健康を手に入れることができます。

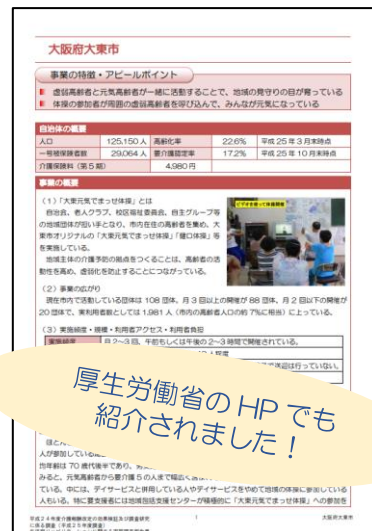
ウォーキングのきっかけづくりや継続支援となるように、情報を市のホームページ等で発信しています。

●大東元気でまっせ体操

大東市ではオリジナル体操「元気でまっせ体操」を推進しています。

この体操には、座ってする体操、立ってする体操、寝てする体操、の3パターンがあり、ご自身の状態に合わせて、効果的な運動ができるように考えられています。

大東市内では現在「大東元気でまっせ体操」を定期的を実施している市民グループが110団体以上あります。



(大東市ホームページより)

●大東市の健康対策関連計画

大東市では、「大東市特定健康診査等実施計画」や「大東市健康増進計画」を策定し、市民の健康に関する施策を推進しています。



(大東市ホームページより)

施策3 自立を支える基盤づくり

【現状と課題】

高齢化や福祉課題の複雑化・多様化が進む中で、すべての市民が自立して生活していけるよう支援する、権利擁護事業が重要となっています。認知症の方や判断能力が十分でない方への対応や、障害者が自立した地域生活が安心して送れるよう、福祉サービスなどの利用援助を行うこの権利擁護事業は、内容によっては法的支援などを必要とするケースが増加しており、専門的な支援体制の構築が必要となります。

アンケート調査において、権利擁護に関する各制度の認知度について伺ったところ、制度について「知らない」と回答した方は、「成年後見制度」では約3割、「日常生活自立支援制度」では約4割となっています。また、人権三法の認知度については、「①障害者差別解消法」、「②ヘイトスピーチ解消法」、「③部落差別解消推進法」のいずれも、「知っている」（「よく知っている」＋「ある程度知っている」）が約3割となっていますが、「あまり知らない」は約4割、「まったく知らない」は約3割となっているため、今後も引き続き、周知を実施し、事業を推進していく必要があります。

また、権利擁護を推進するほか、安定した日常生活を送るためには、安定した雇用や就労環境が大切であり、就労に関する支援を充実していくことが必要となります。

また、就労にあわせた自立の促進が必要となるため、市としてはインターンシップをはじめとした自立の促進を図っており、今後も引き続き、就労支援とともに推進していく必要があります。

【今後の方向性】

要配慮者が自立した地域生活を安心して送れるよう、福祉サービスなどの利用援助を行う権利擁護事業を推進します。

就職困難者に対する就職支援、就労やそれに伴う自立の促進を関係機関と連携し推進します。

【具体的な取り組み ①権利擁護事業の推進】

取り組み	内 容	担当課
日常生活自立支援事業の推進	日常生活自立支援事業の待機者解消に向け、関係機関等と連携し、専門員や生活支援員の支援の充実を図ります。 また、利用者の判断能力に応じて、成年後見制度の対象者を選出し、必要な機関へのつなぎを実施します。	福祉政策課 (社会福祉協議会)
成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用を促進するとともに、地域包括支援センターと連携して、成年後見制度のPRを行い、制度を必要とする人に十分な情報が行き届くよう、地域のサロンや広報「だいとう」等で啓発します。 制度を必要とする相談に対しては、家庭裁判所や関係団体と連携し、必要な援助（申し立ての案内、家庭裁判所への同行支援、戸籍調査等）を実施します。 また、必要時に困らないような事前の支援を推奨していきます。	福祉政策課 障害福祉課 高齢介護室

【具体的な取り組み ②就労支援の推進】

取り組み	内 容	担当課
関係機関との連携	市内の地域就労支援センターにて就労支援コーディネーターによる相談・訓練・助言を行い、就労の形態に関わらず、就労の場の確保を図るとともに、相談・訓練・助言などの就労支援体制の充実を図り、それぞれの希望にあった就労形態を選択できるよう、行政、学校、ハローワーク、NPO法人、シルバー人材センター、障害者就業・生活支援センター、民間企業などによる連携の強化を図ります。	産業振興課 障害福祉課 高齢介護室
就労支援の強化	就職困難者に対し、地域就労支援センターによる伴走型支援を行うとともに、ハローワークやOSAKAしごとフィールド等関係機関と連携しながら就労セミナーをはじめ、就職面接会など様々な取り組みを行い、就労支援の強化を図ります。また、働くことに対して不安を感じている障害者に対し、就労の定着を支援するとともに関係機関が本人の障害の特性を十分に理解し、障害者が持っている力を発揮できるよう、企業や事業者と連携していきます。	産業振興課 障害福祉課
自立の促進	庁内における障害者インターンシップや市内企業における企業実習を行い、自立の促進と就労支援を推進します。	産業振興課

【目標値】

内 容	実績	実績 年度	目標値 (平成35(2023)年度)
日常生活自立支援事業対象者数	75人	29 (2017)	80人(見込)
成年後見制度を知らない割合	27.0%	30 (2018)	20%(見込)
日常生活自立支援制度を知らない割合	39.6%	30 (2018)	30%(見込)

★福祉情報★

●権利擁護事業

日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、金銭管理などを社会福祉協議会が主体となって行っています。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、家庭裁判所に申し立て、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。法定後見制度は、後見、保佐、補助の3つに分かれ、本人の判断能力などの程度によって区別されます。 現在、本市では、生活の自立の援助および福祉の増進に資するため、市長申し立てによる開始審判の申し立てを行っています。

●大東市の主な人権に関する条例・計画

大東市では、人権に関して条例や計画を定めています、大東市における主な人権に関する条例・計画には以下のようなものがあります。

- ・非核平和都市宣言
- ・差別撤廃・人権擁護都市宣言
- ・大東市人権尊重のまちづくり条例
- ・大東市男女共同参画推進条例
- ・大東市人権行政基本方針
- ・大東市男女共同参画社会行動計画



(大東市ホームページより)

●市民じんけん講座

市民じんけん講座を実施し、障害者差別・外国人差別・部落差別など様々な人権課題の解決に向けた周知や啓発に取り組んでいます。

●人権啓発ネットワーク大東

人権啓発ネットワーク大東は、私たち一人ひとりが生まれながらにもっている基本的人権が尊重される社会の実現に向けて歩み続けるため、自らの人権意識を高め、お互いの人権を認め合うとともに、行政と協力して人権啓発活動を積極的に行い、人権尊重のまちづくりをめざし活動を行っています。



(大東市ホームページより)

【基本目標3】地域の活力あふれるまちづくり

施策1 地域活動拠点の整備・充実

【現状と課題】

地域における助け合いや支え合いの意識向上を図るため、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動を推進する小地域ネットワーク活動を、概ね小学校区ごとに設置し、それぞれの立場で地域の支え合いに参加していくことが可能となるよう、様々な機会や場を提供してきました。

アンケート調査では、地域の福祉課題に対し、住民相互の自主的な支え合い、助け合いが「必要だと思う」方が9割以上となっており、地域での助け合い精神は醸成しているので、その助け合い精神を発揮する場や機会の創出が必要です。

地域での福祉の活動をする方を増やすため取り組んだらよいこととして、アンケート調査では「チラシや機関誌、ポスターなどで、広く参加を呼びかける」が最も多く、次いで「活動の参加につながる講座やイベントなどを開催する」となっており、また、若い世代は「若い世代の人（20～30歳代）」に地域活動に参加してほしいと思う人が多く、同じ世代がいると活動に参加しやすくなるということもあり、こういった地域活動を活発化するための環境の整備を推進していく必要があります。

また、憩いや交流の場としてのお茶のみ休憩所や地域交流センター、高齢者交流センターなどを活用した、高齢者の閉じこもりの防止、いきがいの充実や社会参加の促進を引き続き実施していく必要があります、地域の集会所や空き店舗を利用した場の整備を推進していく必要があります。

【今後の方向性】

すべての人が安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動を推進する小地域ネットワーク活動を推進し、地域活動の実施や活性化を図ります。

また、高齢者の孤独感、不安感などを解消するため、憩いの場としてお茶のみ休憩所や、地域交流センターなどを設置することにより、閉じこもり防止の対策を図ります。

【具体的な取り組み ①小地域ネットワーク活動の充実】

取り組み	内 容	担当課
支え合いの仕組みづくり	社会福祉協議会が推進役となり、15の福祉委員会が開催する催しで、認知症や障害のある方に対する関わり方など福祉に関する話題を提供し、住民同士の支え合い活動を支援します。	福祉政策課 (社会福祉協議会)
ふれあい活動の充実	地域住民が気軽に集い、閉じこもり予防・介護予防の拠点となる「ふれあいの場」となるよう、お茶のみ休憩所や福祉委員会で開催するサロン等の整備や機能強化を図ります。	福祉政策課 (社会福祉協議会)

【具体的な取り組み ②ふれあいの場づくり】

取り組み	内 容	担当課
地域拠点の整備	お茶のみ休憩所は「気軽にふらっと寄り合える場」として、閉じこもり予防・介護予防の地域拠点となることを目的に運営されています。今後も身近な距離で気軽に立ち寄れる憩いの場の開設を推進します。	福祉政策課 (社会福祉協議会)
ふれあいの場の設置	地域住民が気軽に集え、閉じこもり予防の拠点となる、地域交流センターなどのふれあいの場やお茶のみ休憩所と福祉委員会で開催するサロン等の整備や支援の強化を図ります。	福祉政策課 (社会福祉協議会)

【目標値】

内 容	実績	実績 年度	目標値 (平成35(2023)年度)
高齢者ふれあいサロン参加者数	25,120人	29 (2017)	26,000人 (見込)
子育てサロン開催場所数	6か所	29 (2017)	7か所(見込)
ふれあいサロンなどの小地域ネットワーク活動への参加経験割合	6.5%	30 (2018)	10%(見込)
お茶のみ休憩所を知っている割合	11.0%	30 (2018)	20%(見込)

★福祉情報★

●お茶のみ休憩所（まちかどサロン）

中学校区	名称
谷川	いこか
住道	太陽会
大東	ほっと
四条	ゆったり
南郷	たいし縁

（大東市社会福祉協議会ホームページより）

●小地域ネットワーク

小地域ネットワークとは、日常生活に助けが必要な方々を地域住民で支え合い、助け合うことですべての人が住み慣れた地域、家庭で暮らし続けることができるようにする仕組みです。

現在、大東市内では12小学校区域内で活動する15の福祉委員会で、地域住民同士のふれあいを図る活動が展開されています。

【ふれあいサロン】

集会所や公的な施設で健康体操やゲーム、食事会などを行い、閉じこもり防止や住民同士の交流を図っています。

【子育てサロン】

子育てに悩む親の支援や友達づくりを促進する活動を展開しています。



（大東市社会福祉協議会ホームページより）

施策２ 社会福祉協議会の役割

【現状と課題】

社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざし、地域福祉活動に取り組んでいます。また、住民主体による地域福祉活動を推進するため、地域の課題発見と解決を図るとともに、福祉ボランティアの充実や地域福祉団体への支援などを行っています。

本市の地域福祉を推進する上で重要な役割を担う機関として、住民の福祉への関心の向上、様々な福祉活動への参加の推進に関する事業を実施しています。

アンケート調査において、社会福祉協議会の認知度は、「聞いたことはあるが、活動内容は知らない」が最も多くなっています。年齢別でみると、１８～４９歳で「名前も活動内容も知らない」が最も多くなっており、特に若い世代への認知度が低くなっているため、活動内容等の周知にも取り組んでいく必要があります。

【今後の方向性】

多様化・複雑化する地域生活課題に対応し、誰もが安心して暮らせる地域づくりが求められています。このため、今後も社会福祉協議会をはじめ、様々な関係機関との連携を強化しながら包括的な相談・支援体制の整備に向けた取り組みを推進します。

【具体的な取り組み ①地域福祉活動の推進】

取り組み	内 容	担当課
地域活動の推進	地域における多くの機関、団体と連携し、人材育成とあわせて、組織の強化、活動の充実を図ります。地域住民の参加と協力で地域福祉活動を実施し、きめ細やかで心かよう地域福祉を推進します。	福祉政策課 (社会福祉協議会)
交流の場の確保	小地域ネットワーク活動の充実を図るために、サロン活動に協力し、高齢者、障害者、子育て中の世帯などが交流できる場の確保に努めます。	福祉政策課 (社会福祉協議会)

【具体的な取り組み ②新たな福祉ニーズの把握】

取り組み	内 容	担当課
福祉ニーズの発掘	従来の公的な福祉サービスだけでは解決の難しい、多様化、複雑化した地域における福祉ニーズを、安心・いきいきネット相談支援センター（コミュニティソーシャルワーカー）や地域包括支援センターによる総合相談や地域ケア会議を活用して発掘し、さらなる地域福祉の推進を図ります。 また、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業を中心に、継続的かつ包括的な支援を行うことで、地域福祉の推進につながるように努めます。	福祉政策課 (社会福祉協議会) 高齢介護室

【目標値】

内 容	実績	実績 年度	目標値 (平成35(2023)年度)
社会福祉協議会の名前も活動も知らない割合	32.4%	30 (2018)	20% (見込)
社会福祉協議会の相談窓口が充実していると思う割合	14.7%	30 (2018)	20% (見込)

★福祉情報★

●社会福祉協議会の主な事業

高齢者見守り事業 「さわやか笑顔訪問」	在宅の75歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、週2回乳酸菌飲料（ヤクルト）を配達し、ひと声かける訪問を実施することにより、高齢者の安否を確認するとともに孤独感の緩和を図ることを目的としています。
生活困窮者緊急物資等支援事業	失業、給料の遅配、疾病、制度受給までのつなぎなどの理由により、日々の食事を満足に摂れない生活困窮者に対し、一定の期間に限り食材の提供や備品の貸与を行い、自立に向けて関係機関等とともに支援を行っています。
ひとり暮らし高齢者給食サービス	大東市民生委員児童委員協議会の協力のもと、ひとり暮らし高齢者に対する給食サービスを提供しています。ふれあいと安否確認を行うことで地域福祉の向上を図ることを目的として実施しています。
民生委員児童委員事務局	民生委員児童委員の事務局として、見守り活動、地域での相談業務などの活動の支援を行っています。
小地域ネットワーク事業	校区（地区）福祉委員会の事務局として、ふれあいサロンや、日常的な見守り活動の支援を行っています。
日常生活自立支援事業	認知症・知的障害者・精神障害者など判断能力が十分でない方が、地域で自立した生活（各種申請手続、金銭管理など）が送れるよう支援しています。
福祉機器銀行	60歳以上の方、または身体障害者手帳をお持ちの方に対して、市民・法人・団体などから寄付のあった車いす、ギャッチベッドの無料貸出しを行っています。
生活福祉資金貸付事業	低所得者、障害者または高齢者の世帯に対し、経済的自立および生活意欲の助長促進、在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的として、資金の貸付と必要な相談支援を行っています。
献血事業	人命に関わる輸血用血液の安定確保を図るため、市役所、駅デッキ、病院、各種企業で献血を行っています。
地区募金会事務局	「赤い羽根」のシンボルマークで毎年10月に共同募金を行っています。また、年末にはみんなで支え合う地域づくりをめざし、歳末たすけあい運動を行っています。

●校区（地区）福祉委員会

校区（地区）福祉委員会は、社会福祉協議会の呼びかけの下、地区の福祉課題を解決するために結成された民間の自主的団体で、市内12小学校区域内に15の福祉委員会が声かけ・見守り活動、子育てサロン、いきいきサロン、機関紙の発行などの活動をしています。

【校区（地区）福祉委員会一覧】

諸福校区福祉委員会	四条北校区福祉委員会	住道北地区福祉委員会
三箇校区福祉委員会	南郷校区福祉委員会	四条地区福祉委員会
氷野校区福祉委員会	深野校区福祉委員会	深野北校区福祉委員会
泉校区福祉委員会	灰塚校区福祉委員会	北条西地区福祉委員会
四条南地区福祉委員会	住道南地区福祉委員会	北条地区福祉委員会

（大東市社会福祉協議会ホームページより）

施策３ 市民活動団体・ボランティア活動の支援

【現状と課題】

社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターは、ボランティア活動を行うための拠点となっています。また、公的サービスでは十分に対応することができない地域住民が抱える生活上の問題に対しても、多様な日常生活課題の支援を行うことができるなど、ボランティア活動は最近問題となっている既存の制度では対応できない問題に対して、柔軟かつ迅速に対応できる存在として期待されています。

ボランティア活動に参加することは、地域生活におけるいきがいにもつながるため、ボランティア活動の推進は重要です。このようなボランティア活動をしたい人とボランティアを求める人の仲介を行うとともに、ボランティア連絡会などの開催により、相互の活動を充実させ、さらなる向上を図るため、情報交換会・交流会を行っています。

アンケート調査において、大東市は「地域活動やボランティア活動が活発であると思う」と答えた方は、約３割となっているため、今後さらなるボランティア活動の推進に取り組むことが必要です。

また市では、市民活動団体などと市が協働で実施する提案公募型委託事業を行い、市民活動団体などの専門性や柔軟性などの特性を発揮していただくことにより、きめ細かい市民サービスの実現を図っており、今後連携する事業所の拡大等、ボランティア活動の活性化を推進していきます。

【今後の方向性】

ボランティア活動の啓発、参加促進等に対する支援を行い、市におけるボランティア活動の活性化に努めます。

市民活動団体や事業所のネットワークを促進し、連携を強化していきます。また、広域連携も視野に入れ、課題解決に対する地域活動の促進を図ります。

【具体的な取り組み ①ボランティア活動の支援】

取り組み	内 容	担当課
ボランティア活動の参加促進	住民が身近に参加できる活動のきっかけづくりを行い、住民のボランティア活動への参加の促進に努めます。	福祉政策課 (社会福祉協議会)
ボランティア活動の啓発	ボランティアの普及と活動を推進するためにボランティアフェスティバルの実施や情報紙、ホームページ、Facebook を活用した啓発活動に努めます。	福祉政策課 (社会福祉協議会)
ボランティアセンターの強化	ボランティア団体連絡会の開催と研修会を実施することで、ボランティアセンターの基盤強化と機能強化に努めます。	福祉政策課 (社会福祉協議会)

【具体的な取り組み ②事業者、市民活動団体のネットワーク化への促進】

取り組み	内 容	担当課
ネットワーク化の促進	提案公募型委託事業を実施し、参加団体同士が気軽にコミュニケーションが取れるよう、情報提供を積極的に促し、市民活動団体のネットワーク化への促進を図ります。	自治推進室
地域住民との交流推進	多くの地域住民・地域の市民活動団体・事業所が地域課題を共有し、地域の特性を活かした施策の推進を図ることができるよう市民会議の活動推進を図ります。	自治推進室

【具体的な取り組み ③広域的な連携による地域活動の促進】

取り組み	内 容	担当課
広域的な連携の実施	府や圏域といった広域で連携し、地域活動内容の共有や総合的な支援方策に関する情報共有を行い、さらなる地域活動の充実や促進をめざします。	福祉政策課 高齢介護室 障害福祉課

【目標値】

内 容	実績	実績 年度	目標値 (平成35(2023)年度)
ボランティアフェスティバル ・子育てフェスティバル参加者数	782人	29 (2017)	1,000人(見込)
ボランティアセンター (団体登録数)	21団体	29 (2017)	25団体(見込)
ボランティアセンター (登録者数)	380人	29 (2017)	420人(見込)
大東市に所在を置くNPO法人数	35法人	29 (2017)	40法人(見込)
地域活動やボランティア活動が 活発であると思う割合	30.6%	30 (2018)	40%(見込)
地域のボランティア活動への参 加経験割合	10.9%	30 (2018)	18%(見込)

★福祉情報★

●ボランティアセンター

社会福祉協議会は、ボランティアに関する総合相談窓口である「ボランティアセンター」を設置しています。ボランティア活動の拠点として設置されており、ボランティア活動をしたい人やボランティアを求める人等の様々な相談に応じています。

【相談・派遣】

- ・ボランティア活動をしたい人の相談
- ・ボランティアを必要とする人の相談 など

【援助】

ボランティアグループへの援助・協力 など

【研修・育成】

ボランティア関連の講座、研修会の開催
講師や専門家、助言者の紹介、派遣 など

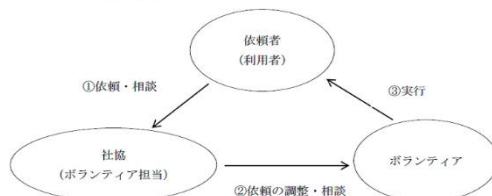
【広報】

ボランティア情報紙の発行

【保険の窓口】

ボランティア保険
ボランティア・市民活動行事保険 など

ボランティア依頼を受けたときの流れ



ボランティア依頼の際は、まず社協までご相談ください。その後実際にご依頼をされる場合は、「ボランティア派遣依頼書」をダウンロードの上必要事項を記入していただき、社協までFAXもしくはご持参ください。依頼書を頂いた後、ボランティアへ依頼の調整をさせていただきます。
ご依頼に対し、対応できかねる場合もございますのでご了承ください。

(大東市社会福祉協議会ホームページより)

●ボランティア登録団体

ボランティア「さんごじゅの会」	パソコンボランティア「パソ救」
ボランティア「縫心会」	要約筆記ボランティア「ダンボ」
手話サークル「虹」	シルバーアドバイザー大東の会
点訳ボランティア「たんぽぽ」	ギターサークル「トパーズ」
音訳ボランティア「ともしび」	パソコン・ドクター
ボランティア「エンゼルQ」	ジャグリングサークル「大東芸」
リハビリ介護ボランティア「なかま」	大東傾聴の会「えがお」
在宅介護ボランティア「ほっと」	大東ハーモニカアンサンブル
難病介護ボランティア「ふれあい」	音楽集団「懐メロネオン」
送迎介護ボランティア「よりそい」	和楽部の会
日本語ボランティア「パステル」	

(大東市社会福祉協議会ホームページより)

●大東市ボランティアフェスティバル・大東市子育てフェスティバル

総合福祉センターで「大東市ボランティアフェスティバル・大東市子育てフェスティバル」を開催しています。

ボランティアに対する理解を深め、ボランティア・市民活動の輪を一層広げていくことを目的としています。



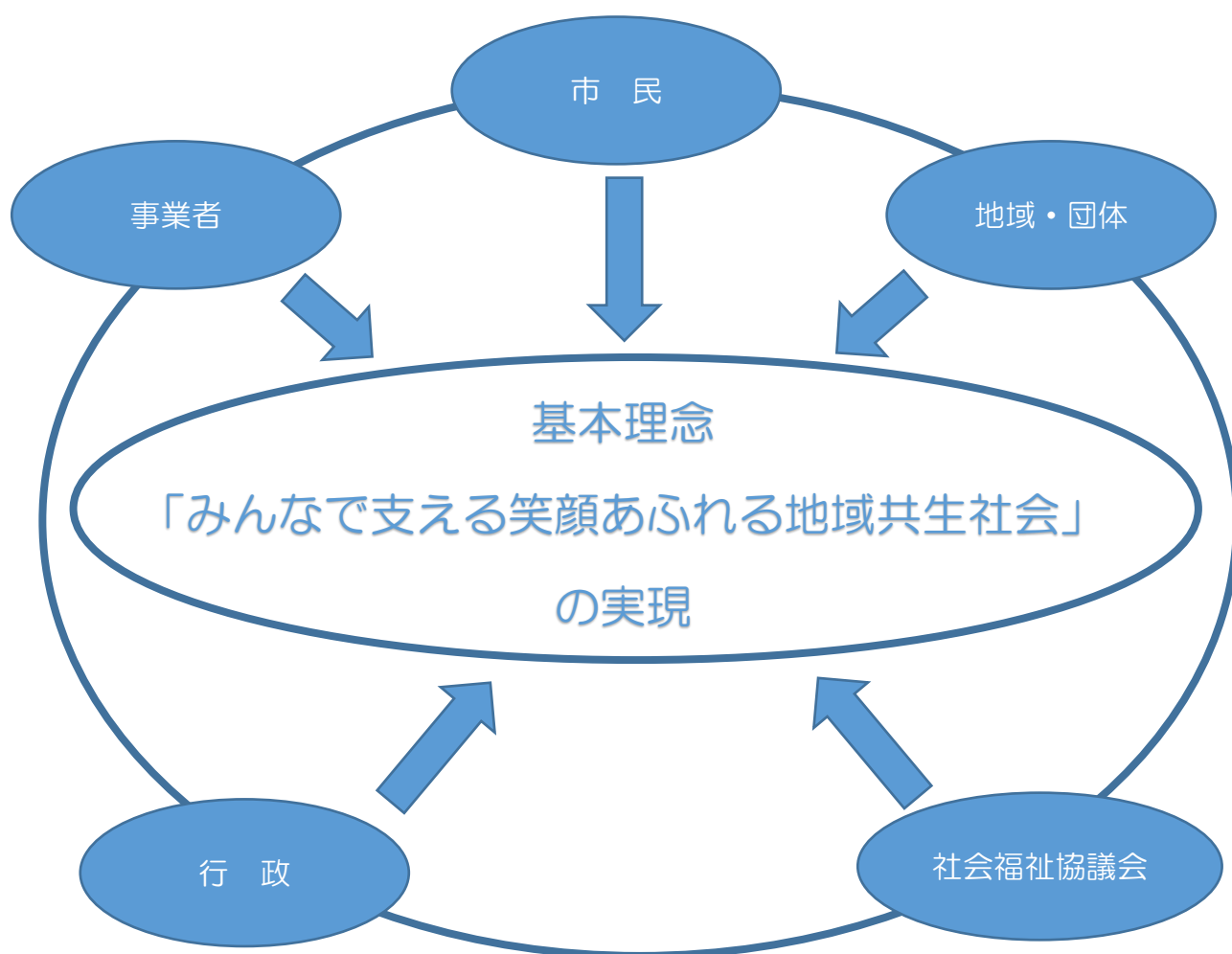
(大東市ホームページより)

第6章 計画の推進・進行管理について

1. 計画の推進に向けて

地域福祉計画は、市民、行政、各種団体と多様な主体が連携（ネットワーク）を組みながら協働で進めていくことが重要です。

そのため、様々な主体が地区の特徴や課題を改めて理解し、それらを踏まえた取り組みを地域住民で共有し、地域福祉の向上をめざします。



主体	協働内容
市民	福祉サービスの受け手だけでなく、地域課題の解決に向けて、地域福祉の担い手として積極的に行動します。
地域・団体	地域で生活する人がいきがいをもって生活できるよう、様々な場や機会、仕組みをつくり運営します。
事業者	地域課題や一人ひとりが抱えている悩みなどの解決に向けて、専門的なサービスの提供や助言などを積極的に行います。
社会福祉協議会	地域課題の解決に向けて、地域や事業者などを積極的に支援し、必要に応じて助言します。
行政 (大東市や大阪府)	地域福祉の向上に向けて、基盤の整備や地域の福祉力の向上などを促進します。

2. 計画の進行管理

この計画は、地域福祉推進に向けた基本的な理念、地域と行政の協働と役割分担について、地域と行政による支え合い・助け合いの仕組みづくりについて示しています。具体的な施策・事業については、個別計画において身近な地域の状況や課題などを踏まえた取り組みが示されており、関係機関と本計画との連携を図ります。

また、計画に掲げる基本目標を達成していくために、その達成状況や施策の実施状況について定期的に点検・評価を行い、必要があれば計画の具体的な施策などの見直しを行うとともに、次期計画の策定に活かせるよう取り組みます。

3. 地域福祉活動計画との連携

この計画は、地域福祉推進の基本的な方針・方向を示しています。また、社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」では、「地域福祉計画」の具体的な施策の実施について示されている行動計画です。これらの計画は相互連携を図り、地域の生活課題の発掘・発見を進め、地域資源やサービス・事業を充実し、本市における地域福祉の向上に努めます。

第7章 資料編

大東市地域福祉計画策定市民会議規則

平成25年1月29日

規則第7号

（趣旨）

第1条 この規則は、大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）第3条の規定に基づき、大東市地域福祉計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）の組織および運営について、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 市民会議の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）社会福祉に関係する団体を代表する者
- （3）高齢者に関係する団体を代表する者
- （4）障害者に関係する団体を代表する者
- （5）地域住民が組織する団体を代表する者
- （6）民生委員児童委員を代表する者
- （7）ボランティアに関係する団体を代表する者
- （8）公募により選考された者
- （9）関係行政機関の職員

2 市民会議の委員の任期は、1年以内で市長が定める期間とする。

3 市民会議に会長および副会長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

4 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故あるときまたは欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第3条 市民会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 市民会議の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のとき

は議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第4条 市民会議は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提供を求め、または市民会議の会議への出席を求めその説明もしくは意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第5条 市民会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第6条 市民会議の庶務は、福祉・子ども部福祉政策課において行う。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、市民会議の組織および運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日以後最初に召集される市民会議の招集および会長が選任されるまでの間の市民会議の主宰は、市長が行う。

大東市地域福祉計画策定市民会議 委員名簿

平成30（2018）年7月5日現在

区分	氏名	所属
学識経験を有する者	小寺 鐵也◎	種智院大学 教授
社会福祉に関する団体を代表する者	橋本 博之○	大東市社会福祉協議会 事務局長
社会福祉に関する団体を代表する者	齊藤 めぐみ	大東市コミュニティソーシャルワーカー協議会
社会福祉に関する団体を代表する者	勝田 英子	特定非営利活動法人 地域協働保育所 主任保育士
高齢者に関係する代表をする者	山本 将夫	大東市老人クラブ連合会 会長
障害者に関係する代表をする者	松井 昭憲	大東市障害者総合支援協議会 事務局
地域住民が組織する団体を代表する者	瀬戸 吉明	大東市区長会 幹事
地域住民が組織する団体を代表する者	川口 志郎	特定非営利活動法人 大地の会 代表者
地域住民が組織する団体を代表する者	中野 由雄	特定非営利活動法人 大東野崎人権協会 統括責任者
民生委員児童員を代表する者	寺本 一司	大東市民生委員児童委員協議会 副会長
ボランティアに関係する団体を代表する者	松崎 智代	大東市ボランティア団体連絡会 副会長
ボランティアに関係する団体を代表する者	小林 了	大東市校区（地区）福祉委員会
公募により選考された者	宮裏 収	
公募により選考された者	高橋 君代	
関係行政機関の職員	中澤 康亮	大阪府四條畷保健所企画調整課長

（◎は会長、○は副会長）

大東市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成25年4月18日

要綱第48号

改正 平成25年9月5日要綱第74号

平成27年3月24日要綱第15号

平成29年3月22日要綱第13号

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）等の規定に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする大東市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、大東市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を考慮しつつ、計画の策定に関する事務を所掌する。

- （1） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関すること。
- （2） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること。
- （3） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、福祉・子ども部福祉政策課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

4 委員長に事故あるときまたは欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（部会）

第5条 委員会は、必要に応じて部会を設置することができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、福祉・子ども部福祉政策課において行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年要綱第74号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年要綱第15号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成29年要綱第13号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

危機管理室	危機管理室課長
政策推進部	企画経営課長、産業振興課長
市民生活部	人権室課長
福祉・子ども部	福祉政策課長、障害福祉課長、子ども室課長
保健医療部	高齢介護室課長、地域保健課長
街づくり部	都市政策課長
教育委員会事務局学校教育部	教育政策室課長
教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習課長

大東市地域福祉計画〔第4期〕策定経過

【平成30（2018）年度】

年 月 日	会 議 など	内 容
平成30 (2018) 年 7月5日(木)	第1回 市民会議	・委員委嘱 ・会長、副会長選出 ・作業方針 ・スケジュール ・市民意識調査案、事業所アンケート案
8月3日(金)	・地域福祉に関する市民意識調査 ・事業所・市民活動団体アンケート	8月17日(金)まで実施
9月28日(金)	第2回 市民会議	・地域福祉計画(骨子案) ・市民意識調査結果報告 ・各課照会の結果報告 ・基礎データの結果報告
10月5日(金)	第1回 策定委員会	・策定経過 ・地域福祉計画(骨子案)
10月15日(月)	事業所・市民活動団体 ヒアリング調査	・事業所・市民活動団体アンケートに基づくヒアリング
11月5日(月)	第3回 市民会議	・地域福祉計画(素案) ・パブリックコメント
12月10日(月)	パブリックコメント	12月25日(火)まで実施
平成31 (2019) 年 1月18日(金)	第2回 策定委員会	・地域福祉計画(案) ・パブリックコメントの結果報告 ・地域福祉計画概要版(案)
1月23日(水)	第4回 市民会議	・地域福祉計画(案) ・パブリックコメントの結果報告 ・地域福祉計画概要版(案)

用語説明

あ行

【NPO＝民間非営利組織】

医療、福祉、環境、文化、芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育などのあらゆる分野の民間の営利を目的としない市民活動団体のこと。

一定の要件を満たし国や府に届け出て法人格を取得し、活動されている「特定非営利活動法人（NPO法人）」もあります。

【お茶のみ休憩所】

地域の空き家や空き店舗を活用し、地域の誰もが気軽に集まり、地域の人々と交流やふれあい、様々な情報の収集ができる憩いの場です。

か行

【グループホーム】

障害のため支援を必要とする方が数名程度のグループ単位で暮らす共同住居のことです。障害者のある方が住み慣れたまちで暮らしながら、その個性に応じて自立・自己実現をめざします。

【高齢者ふれあいサロン】

集会所など地域の身近な会場を拠点に、地域住民同士がふれあい、声をかけあう場です。元気でまっせ体操や「消費者被害」「生活習慣病」「介護予防」などの情報提供も行っています。

【子育てサロン】

集会所など地域の身近な会場を拠点に、子育て中の保護者と子どもが気軽に集い、仲間づくりと情報交換を行う場です。

さ行

【社会福祉協議会】

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、様々な活動を行っています。

【小規模保育事業】

保護者の就労や病気等で、保護者が保育できない乳幼児（０～２歳児）を、保育士等が、定員６人以上１９人以下で保育する事業です。

【小地域ネットワーク活動】

地域において、ひとり暮らしの高齢者などを対象に、校区（地区）福祉委員会を中心に網の目のように相互に連絡・連携しあって、見守りや声かけ訪問活動などを行います。社会福祉協議会の主要な地域活動のひとつです。

た行

【地域交流センター】

地域福祉の増進を図ることを目的に地区の集会所に併設され、地域住民が余暇を過ごし、いきがい活動、交流活動等を行います。

【特定健診・特定保健指導】

特定健康診査（特定健診）は、内臓脂肪型肥満に着目した、生活習慣病予防のための保健指導を必要とする人を選び出すための健診です。

対象者は４０歳以上７５歳未満で、特定健診の結果をもとに特定保健指導の対象者の選定を行います。特定保健指導は、対象者が自分の健康状態を自覚し、健康的な生活に自ら改善できるよう、様々な働きかけやアドバイスを行います。

は行

【バリアフリー】

「障壁がないこと」です。障害のある人、高齢者などの行動を阻害するような都市、環境、建築等の物理的なバリア、さらに人間の心理的なバリア、そして社会的制度におけるバリアなど、すべての「障壁」を取り除こうという考え方をいいます。

【福祉有償運送】

NPO法人や社会福祉法人などが、自家用自動車を使用して、障害者や要介護者など一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行う有償移送サービスです。

【ボランティア】

個人の自発的な意思により、福祉などの事業活動に参加する人。行為そのものを指す場合もあります。サービスとして提供される場合は、無償と有償の場合があります。



大東市地域福祉計画【第4期】

発行 平成 31 (2019) 年 3 月

編集 大東市 福祉・こども部 福祉政策課

〒574-8555 大阪府大東市谷川一丁目1番1号

TEL: 072-872-2181 FAX: 072-872-2189

印刷物番号

30-97